

第10日目（9月10日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。傍聴者の皆様、早朝より議場においでいただきありがとうございます。

延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、大和病院事務部長から公務のため午後2時ごろまで欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位13番 議席番号5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 改めまして、皆様おはようございます。いつも以上に多くの傍聴の皆様足を運んでいただきまして、ありがとうございます。私もきょうはちょっと身の縮む思いがしております。今、既に自分の両足がどこへいったやらと、そんな気分であります。

議席番号5番、新人、しがらみなしの私、勝又が第4回目の一般質問を行います。実は、新人、しがらみなしという、この看板をそろそろ下ろしたらどうだと、そんなふう周囲の議員から言われております。このたび、少しいろいろ考えてみました。何とって自分を紹介すればよいのでありましょうか。新人、少ししがらみありと、そんなことでまたこれから1年過ごそうかと、そんなふう思っております。どうあれ、私自身、しがらみは少ないほうがいいと、そんなふう考えております。では、通告に基づきまして、一般質問を行います。

1 東日本大震災の被災地への義援金について

東日本大震災の被災地への義援金について、平成23年3月11日、全世界が驚いたあの東日本大震災以来、全国で始まった義援募金について、南魚沼市の取り組みの経過と今後の予定についてお伺いいたします。周辺の市町村をいろいろ回ってみましたら、既に東日本大震災の義援募金を中止しているところもあります。我が南魚沼市はずっとやっているわけですが、いつ頃までやる予定であるかということを含めてお伺いします。

募金箱の類いについて、その取り扱い上のルール、すなわちきまり事が今まで明文化されなかったと私は聞きました。なぜなのでありましょうか。募金は市民の純然たる善意のもので、そのお金の取り扱いについてきまり事がなかったということは、市民の側から見てまことに意外なことであります。あるところは、募金箱を夕方金庫に入れて朝また出す、毎日それを繰り返しているようであります。また、別のところでは、何か月もお金が入った募金箱をカウンターに出したままというようなところも実はあったようであります。

取り扱い上のルールがしっかり決まっていないということが、このような違いを生んだのだと私は思います。募金箱については、時々担当者が回って鍵で開けるわけですが、金額を確認して、預かり証を置いてくるというだけで、複写伝票を書くわけでもありません。複写伝票なら、同じ日付、同じ金額、同じ筆跡の伝票が、出先の事業所と福祉課のほうの両方に

残るわけですから、後で検証することが大変わかりやすいわけであります。また、箱を開けてみるにも、何か月に一度という決まりがないと、半年後に開けてみる場合、あるいは2か月後に開けてみる場合、いろいろあったようであります。どうも一貫性がないと、そんな印象を受けました。

我々が毎日のように通うこの市庁舎の、入り口の柱の横にある緑の募金箱、あの箱にことしの春から3回、私自身お金を入れてみました。いつ開けているのかというようなお話をしましたら、どうもことは開けていないようでありました。去年はどうか。去年もどうも開けたと聞いていないというような返答であったので、大変これは大いに改善をする余地があるのではないかと、そのように思ったわけであります。

募金、すなわち市民の善意を扱うわけですから、間違いごとがあってはならないと市民は思っているはずであります。できるだけ早いうちに、透明性の高い、その流れを検証しやすいルールをつくるべきであると私は考えますが、いかがでしょうか。

現行のやり方には、どうもすきがあるように思えてなりません。間違いが起きるその可能性がなくはないということであります。また、間違いが起きても誰も気がつかないそんなことがあってはならないと、そんなふうに思います。今回も、あちらこちら、いろいろよその市町村を回ってみましたら、大変厳格にやっているところがありました。その募金箱を全部一か所に集めて、監視を立てて箱を開いて、金を数えて、その金は口座へ入れる。それで鍵をかけてまた箱を全部もとのところへ配付すると。まさに選挙における投票箱並みの扱いであります。私はその話を聞いて感心したのですが、これくらいにやれば市民も首をかしげることはあるまいと、そんなふうに思った次第であります。

募金は市民の善意の金であり、これについては金融機関が現金を扱うようなレベルの注意がなされてしかるべきだと考えます。この点について市長にお尋ねします。市長はいかがお考えでありましょうか。

ご清聴ありがとうございました。壇上からの私の質問は以上で終わります。ありがとうございます。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様方、大変ご苦勞さまで。大勢おいでいただきありがとうございます。勝又議員の質問にお答え申し上げます。

1 東日本大震災の被災地への義援金について

まず、東日本大震災の義援金について流れだけ若干説明をして、そして市の取り扱い方をその後ご説明申し上げます。この東日本大震災の被災地への義援金につきましては、当初市役所庁舎、公民館及び市立病院に義援金の募金箱を設置いたしました。現在市では、日本赤十字社新潟支部南魚沼市地区の事務局を担っておりまして、この受付につきましても支部からの通知に従って行ったところであります。募金名は「東北関東大震災義援金」で、送金先は当然日本赤十字社としておりました。

その後、東北地方を中心とした大変深刻な被害に心を痛めておりました市民の皆様から「義

援金を送りたいが、市の窓口まではいけない」と、この声が多数寄せられてまいりましたので、市民の皆さんの利便性を考えまして、全行政区にお願いし、行政区を通じて「南魚沼市義と愛の義援金」としての募金をお願いいたしました。この募金の実施に当たりましては、その実施も行政区の判断に委ねまして、市民のお気持ちを任意で提供していただく形で実施をいたしました。この義と愛の義援金の寄託先としては、やはり日本赤十字社、または被災された自治体などを想定しながら開始いたしました。被災された自治体が多数に及んだことから、特定の自治体に限定できない状況でありましたので、全て日本赤十字社を通じて被災地へお届けをさせていただくことにしたわけであります。

この義援金の額が平成 23 年 9 月 30 日、約 6 か月たったところで 435 件、3,516 万 7,890 円 (9 月 17 日訂正あり) となりまして、日本赤十字社を通じて被災地にお届けをいたしました。皆さんからご賛同をいただきまして、本当にありがたく、深く敬意と感謝を申し上げます。

この義援金、義と愛の義援金は、一応平成 23 年 9 月 30 日で受付を終了させていただきましたが、10 月 1 日以降も引き続き日本赤十字社新潟支部「東日本大震災義援金」この募金活動は継続させていただいております。本年 3 月末時点での 2 年半に 66 万 4,871 円の義援金をお寄せいただいたところであります。この取り扱いは平成 27 年 3 月 31 日まで一応延長しているということでありまして、私たちも中越大震災等について、大変、全国から温かいお気持ちをいただきましたので、そのお礼の意味も込めてやらせていただいたということであります。

さて、この受付の流れでありますが、行政区長さん、あるいは班長さんが区で集めた義援金を持ってきた場合、硬貨が比較的少ない場合は、義援金を受け取って受付簿に受け取った日付と持ってきた方の住所、氏名を記入いたします。そして、納付書を持参している場合、納付書に納入者名と年度を記入させていただいております。納付書を持参していない場合は、カウンター上のレターケースに入っております行政区用納入通知書を使用させていただいております。そして、納付書と義援金を持って会計課に案内をし、ここで会計課に引き継いで一応終了ということであります。会計課から納入済通知書が届きましたら、受付簿の金額欄を記入し、領収書欄に「済」と記入して、お礼状を後日送付したということであります。

それから硬貨が多くて重い場合。非常に硬貨も多かったわけです。このときは、義援金を受け取って、受付簿に受け取った日付と持ってきた方の住所、氏名を記入させていただいております。納入書を持参している場合は、当然ですけれども納付書に納入者と年度を記入させていただいております。この納付書を持参していない場合は、先ほど触れましたカウンター上のレターケースに入っております行政区用納入通知書を使用しております。領収書を後日郵送する旨を伝え、ここで一応受け取りが終了となります。預かった義援金をこのときは農協に持っていきまして、金額の計算と振り込み処理をお願いし、しばらく時間をおいてから領収書を取りにいて、そして後日領収書とお礼状を送付させていただいております。

一般の方が義援金を持ってきた場合、硬貨が比較的少ない場合は、義援金を受け取って、

受付簿に受け取った日付と持ってきた方の住所、氏名を記入させていただいております。金額をすぐ確認できる場合は、財務会計システムで納付書を作成して、そして金額確認が不可の場合は、カウンター上のレターケースに入っております一般用納入通知書をコピーし、納入者氏名を記入して、金額は空欄のままです。それから、納付書と義援金を持って1階の会計課に案内いたしまして、ここで会計課に引き継ぎます。会計課から納入済通知書が届きましたら、受付簿の金額欄を記入し、領収書欄に「済」と——いわゆる、済んだ、ということですね——記入しておきまして、この場合はその場でお礼を伝えて、後日礼状の送付はしないということになります。

それから、硬貨が多くて重い場合、これは一般の方のことですけれども、義援金を受け取って、受付簿に受け取った日付と持ってきた方の住所、氏名を記入していただく。持っていなければカウンター上のレターケースに入っている一般用納入通知書をコピーして、納入者氏名を記入していただきまして、金額は空欄のままにしておきます。領収書を後日送付する旨を伝えて対応は終了いたしまして、預かった義援金を農協に持って行って、先ほど触れました同じことで、金額の計算と振り込み処理をお願いして、領収書を取りに行く。そして、後日領収書とお礼状を送付するというシステムで、この義援金の取り扱いはやっております。

ですので、ごく、ごく疑えば、どこでどういう間違いが起きるかわからないという議員のご指摘は、そのとおりの部分もあるかもわかりませんが、善意でご寄附をいただくということもありますので、我々のほうも人間の性善説をとりまして、ごく立ち会って、先ほど議員がおっしゃったようなところまではやっておりますけれども、一応、全部名前も記入させていただいて、礼状も出しているということになります。よもや間違いのないものだというふうに、今のところは信じているところになります。以上になります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 東日本大震災の被災地への義援金について

詳細な説明をありがとうございました。私はこれほどの説明を要求したわけではないのですが、1つお答えになっていないことがあります。この取り扱いについて、ルールづくりがよくできていない部分についてのご答弁をお願いいたします。何か月ごとに開けるとか、その募金箱は毎日金庫にしまうと、出しっぱなしにしておくとか、その辺のルールのことです。お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 東日本大震災の被災地への義援金について

私がそこまで詳細に把握しておりませんので、担当の福祉課長から答弁を申し上げます。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1 東日本大震災の被災地への義援金について

今ほどの議員の質問にお答えをいたします。ちょっとまた繰り返しになるかもしれませんが、確認しながら答弁をさせていただきます。まず、いつまでやるのかという質問については、日本赤十字社のほうでは募金期間を何回か延長しておりますので、それに基づいて

協力をするような形で、市のほうも期間を延長して対応しております。現在の募金期間につきましては、来年の3月31日まで延長されているということをご理解をお願いいたします。

2点目のルール化しているかということですが、こちらのほうにつきましては、現在市のほうでは明文化しているようなものはございません。これにつきましては、早急にまた検討して、作成をしてまいりたいと思っております。

預かり証の関係でございますが、こちらについては、それぞれ担当職員のほうで募金箱のほうへ金額の回収に参っております。募金箱があるほうの職員と、回収に伺った職員で、金額につきまして確認をした上で、それぞれ同じ金額を書いた預かり証を、それぞれが所有するというようなことで確認をしております。

玄関口の緑の募金箱についてでございますが、こちらのほうの募金箱が、まだ現在あそこにあつたということ自体を失念しておつたと、認識をしていなかったというような状況でございます。次回の回収日には、ほかの募金箱と同時に開けて金額を回収して、日赤のほうへ送金をするということをお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 東日本大震災の被災地への義援金について

ご答弁をいただきましたので次へ進みます。日本赤十字社に送った義援金については、平成23年度、今ほどご答弁にありましたように9月末の時点で、およそ3,500万円であつたということがいわれています。

実は、日本赤十字社から送られてきたその受け取りとでもいいでしょうか、こういう金額のお金を受け取りましたというような記録があるのですが、4月に送られた1,384万何がしのものが1枚あるだけで、その後、日赤からの受け取つたという金額の書面らしきものがないというようなお話を、実は聞いております。私が思うのは、この全体の流れに、何ていいでしょうか、検証機能がしっかり働いていない、そのあらゆる工程における監査がなされていないために、こういう問題が起きるのだと思います。

当然、市が集めたお金については日赤に送られているのだと思います。と思いますが、日赤が受け取つたという書面が1枚しかないというのは、大変解せない。これは市民のお金ですので、よりガラス張りに、わかりやすく、流れのどこを切つても即答できるような、そういうシステムにしておくべきだと、私は素朴にそう思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 東日本大震災の被災地への義援金について

議員がおっしゃるように、明確な、厳正なルール・管理このことについては、今ほど課長が触れましたように、そういうことを持ち合わせておりませんでしたので、今後はきちんとそれをやっていかなければならないと思っております。

前段の日赤からの領収書が1枚しか届いていないと、この事態につきまして、私がそれをまだ把握しておりませんので、担当がわかれば答弁をさせます。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1 東日本大震災の被災地への義援金について

日赤のほうでは、募金について領収書を発行するような義務は負っておりません。基本的に募金を送金いただいたものは、そのまま受領して終わりという流れになっております。それぞれの金額の確認につきましては、市のほうでは当然日赤の指定する口座のほうへ振り込みをするということで、振込用紙が残っておりますし、日赤側につきましても、当然送金ということでございますので、金融機関のほうの記録が明確に残るという流れになっております。ですので、その辺に齟齬は発生しないと認識しております。以上です。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 東日本大震災の被災地への義援金について

今ほどのいろいろの、市長、あるいは駒形課長さんの答弁をいただく中で思うのですが、やはりどこか、何ていいでしょうか、市民の側から見ていまひとつ見えづらい、どうもよく見えないというような部分を感じます。その辺、今後この募金については、市のお金ではないわけで市民の善意のお金ですので、より一層流れを透明化してもらいをお願いしたいと思います。

では、次に移ります。市報で公開された義援金の額は、平成23年9月末現在のお金のみであります。それ以降、市報において義援金の報告がなされていない。これも継続して、毎月でなくても時々市報に載せるべきと、私はそのように思いますが、いかがでございましょうか。

○議 長 市長。

○市長 1 東日本大震災の被災地への義援金について

先ほど触れましたように、9月30日に1回受付を終了させていただいて、しかしながら、10月1日以降も引き続き、今度は日赤の新潟支部で「東日本大震災義援金」の——我々が行いました「義と愛」の部分については一応そこで終了いたしまして、その後は日赤主催の部分に切りかわっております。それを日赤支部、地区支会南魚沼です。それはまた私が支部長だか支会長で、その担当をしておりますので、一旦、市からある程度離れたという形で確か市報には掲載をしていなかったのだと思います。その辺の実情も私がかく詳しくは把握しておりません。ただ、ここに66万4,871円という金額がきちんと載っておりますので、その辺の経過について、また福祉課長から説明をさせます。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1 東日本大震災の被災地への義援金について

こちらの今ほどの義援金の集まった金額の公表につきましては、9月30日現在でホームページのほうへ記載をさせていただいてありますし、その後もホームページに記載をしたということは伺っております。ですが、現在、いつ時点までの最新の金額がホームページに載っているか認識しておりませんので、また改めてその辺は広報に努めたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 東日本大震災の被災地への義援金について

今ほどの話はありがとうございます。それで、ホームページなるものは市民全員が見ているわけではありません。広報紙と同じことですが、パソコンを持っていない人もいるし、そういうものを使わない人もいるので、市報に載せるのが筋だと私は思います。そんなことでお願いという形で、以上で1問目を終わります。

2 地元小・中学校の教育水準について

2問目、地元小・中学校の教育水準について。全国レベル及び県レベルで見て、南魚沼市の教育水準はどれくらいでありましょうか。水準の引き上げについて、教育現場の姿勢とその取り組みについてお尋ねします。

前月8月に、学習指導センターの先生方が、秋田県を訪問したという話を伺いました。言うまでもなく学力テストで、秋田県は毎年といいましょうか、毎回、毎回全国トップであります。福井と秋田が常に上位と。私は少なからず驚いているのですが、我々の学生のころ、秋田は都道府県順で40番台を常時キープしていたと、ほとんどびりに近かった県が、今は毎回全国ナンバーワンであります。どのような秘訣があったのか、学習指導センターの先生方は学んでこられたことと思います。

我々が学生のころ、全国一の教育県といいますと長野でありました。信濃教育といえば日本全国ナンバーワンと。しかしながら、今、長野は目立たない県になっております。長野がなぜ埋没したのか、一番下だった県がなぜ常時ナンバーワンになったのか、その辺のこともあわせてお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 地元小・中学校の教育水準について

教育関連でございますので、教育長に答弁させますが、議員がおっしゃった順位という部分につきましては、昭和50年から60年代、新潟県は大学の進学率で常に沖縄と最下位を争っていたということでもあります。しかし、そういうことに危機感を抱いているいろいろ取り組んだ結果が、今30番から20番ぐらいの間に確かいていると思うのです。取り組みよって、そういうふうに変わる状況が出ているということだけは申し上げて、詳しいところは教育長に答弁させます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 地元小・中学校の教育水準について

それでは、勝又議員の質問にお答えします。まず、今回の調査の結果、わかった南魚沼市の教育水準について、次に水準引き上げの取り組みについて、どんな取り組みをするかについて、そして先ほど質問をいただいた秋田と長野の分析についての順でご説明したいと思っております。

8月26日に新潟日報でこのような記事があります。新潟県は中学校の数学が改善された、小学校は高レベルを維持しているということで、先ほど市長からも説明がありましたように、

新潟県全体としてはここ数年頑張っております。新潟県の平均正答率は、昨年までは中学3年生の数学が全国平均以下であったものが改善されたということと、小学校については全4科目について全国平均を上回って、高い水準を示していると、こういう県の状況を認識していただいて、それでは南魚沼市がその県、並びに国とどのように違いがあるのかというポイントを具体的な点数をもって説明させていただきます。

小学校は国語のA問題、B問題、算数のA問題、B問題の平均正答率は、県の正答率と比較して、若干ですが低くはなっております。ここで各B問題とは、応用問題のことをいいます。それぞれ国語のA、B、算数のA、Bの順でポイント数を申し上げます。-3.4、-2.1、-1.4、-2.5とやや低くなっております。一方、全国と比較させていただくと、-1.8、+1.2、+0.5、-1.5となっており、ほぼ、凹凸がありますが、全国平均並みと考えております。それでは中学校は国語が県と比較してA問題が-1.4、B問題が-3.3と、小学校と同じような水準でありまして、数学ではA問題が-5.3、B問題が-5.8と、小学校より低い状況です。国との比較においても、若干低い状況になっております。全国的に見ますと、小学校はほぼ全国平均並み、中学校は県、全国の平均よりやや低いということがいわれます。

それでは、このポイントだけではわかりづらいですから、具体的にわかりやすい説明をさせていただきます。正しく答えた問題数の比較でいききたいと思います。県と比較してみました。県との比較で一番ポイントの差が多かった中学校数学のB問題、-5.8ポイントの差がついておりました。その-5.8ポイントとはどのようなものを説明します。

数学のB問題は全部で13問あります。たった13問と私は思うのですが、その中で全国は比較し、今一喜一憂しているわけですが、この13問で今やっております。そのうち、県の、13問中正解だった問数は、7.722問を正解しております、これは新潟県です。これは全国並みということです。それでは市の平均正答数は7.371問ということで、ポイントからすると1問とか2問とか、いっぱいについているというふうに勘違いされるのですが、差としては1問に満たない0.351問の差であります。

それでは県との比較で、一番ポイントの差が少なかった小学校の算数A問題、これは-1.4ポイントの差がついております。問題数は17問でした。17問中、県の平均の正解正答数は13.6問でした。それでは、市の平均正答数は13.36問でした。差としては、先ほどと同じように1問に満たない0.24問の差でございました。ちなみに、全国一番の秋田においては、この小学校の算数のA問題については14.47問ということでやはり高く、当市との差は1.11問ということです。全国平均並みに頑張っている新潟県と同じですが、やはり秋田は頑張っているということだと思っております。

それでは、全国学力、学習状況調査の始まった平成19年度からの経年変化を見てみた、単年度だけではなくてどのように落ち込んだのか、伸びているのかについて説明します。全国との比較において、小学校の国語は平均を前後し、小学校の算数は継続した向上が見られ、全国平均を上回りつつあります。中学校では国語、数学ともに、全国平均を下回っていますが、昨年度より改善してきており、この傾向が続くよう、教育水準の向上について取り組み

を進めてまいります。私たちは、この昨年度より改善しているという部分を大切にしていきたいというふうに思っています。

それでは、次にこれらの分析を踏まえて、より一層の教育水準の引き上げを図るため、当市での取り組みをご説明します。学力向上は児童・生徒の学ぶ意欲と相関関係があることから、学ぶ意欲を引き出す授業、その改善を各学校にお願いしています。すなわち、その教科を好きになり、おもしろいと感じる授業こそが学力向上につながると考えております。幸い当市には学習指導センターがあり、3人の指導主事が在籍しています。この3人を最大限に活用し、教師一人一人の授業力向上につなげていきたいと思っております。この指導主事3人は、県の職員であったものを、市長部局にお願いして割愛という形で、短期間市の職員になっていただいて指導してもらっています。通常の学校では、教頭先生クラスの先生が来ておまして、ここで活躍して、現場に出るときは校長先生として出るのが通常の習わしになっております。

現在、それぞれの指導主事が各学校年間1回から3回訪問して、つまり1つの学校に計6回程度の訪問を行い、指導を行っております。この回数は少ないように見えますが、その他に学習指導講座、年間70回講座を開設し、先生方の研修を行っております。おかげで大和庁舎については広い会議室等がありますから、この夏休み等も多くの講座が開かれております。

県、及び市がここで伸びたというのに、これから説明する大きな1つの要因があります。それは4年前、平成23年度から新潟県が実施しておりますWEB配信授業、WEB配信で年10回問題を出し、それを分析するという事業がありますが、南魚沼市は4年前から全小中学校が参加し、定期的に基礎、基本の定着や理解度の理解を行っております……（「教育長、簡潔に」と叫ぶ者あり）はい。学習指導センターを中心にその結果を分析し、分析した結果をもとに、授業改善を進めております。また、学習指導センターに頼るだけではなく、各学校も本日付でこの分析について提出を私が求めていますから、指導主事を含め5人の先生方でこの分析をしてまいりたいと思います。ということで、この取り組みでさらに学力向上を目指していきたいと思っております。

それでは、秋田の学力は高いのはなぜかということで、指導センターの先生方が行ってまいりました。やはりシンプルであります。子どもたちが先生の話をよく聞くと、これに尽きるのではないかという事のほかに、秋田では教育専門監制度ということで、何校かを学力向上に向けて先生方を指導する先生方、うちの指導主事と同じような役割なのですが、そういう制度があるそうです。

長野が昔よかったのが今はどうなっているかについてですが、この数値については一過性のものがありますから、長野についてなぜ下がったのかについては、私としてはお答えできる状況ではありません。はい、以上で私の答弁を終わります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 地元小・中学校の教育水準について

いつもながら、南雲教育長の見事なご答弁に感動しております。それはそうと、秋田の教

育が授業をよく聞くということに尽きるというお話でありました。実は私もいろいろな教育者に聞いてみました。この質問をするために、私は十日町、津南町まで行きました。長岡の校長先生、あるいは魚沼市の教育関係者にいろいろ聞いてみましたが、ほとんど同じことを言います。当たり前のことを当たり前に行っていると。そんな話を聞いて、今の教育長のお話とまさにだぶって「ああ、なるほど」と思ったわけではありますが、1つ疑問がわきます。当たり前のことを当たり前に行っている秋田は行っていると、我々のところは当たり前どころが当たり前できていないのでありましょうかと、こういう問題であります。

ちょっと私ごとの話ですが、毎朝のように犬の散歩をしています。犬を連れて歩いていると、時間にもよりますけれども、学生さんとすれ違えます。「おはよう、おはよう」と言うと、比較的学年の低いとか、若い、小さな子どもたちは大きな声で「おはよう」、「おはようございます」みたいな感じで返事を返してくれます。中学、あるいは高校あたりになると、返事もしない、黙って通り過ぎるだけ。私はそのたびに、不愉快とは言いませぬけれども、どうしてこうなのだろう、親のしつけがなっていないと。あるいは学校のしつけができていないのかと、そんなふうに思ったりもするわけであります。

昨今、新聞やニュースなんかで、いろいろな事件が起きます。「変なおじさんに声をかけられても、返事をしてはだめよ」と、「すれ違って知らん顔していなさい」と「目を合わせるな」と、「近づくんじゃないよ」みたいな指導もあるのかもしれませんが、変なおじさんといっても私ですよ。何か思い違いをしているのではないかと、そう複雑な思いをすることが実はあります。当たり前のことか当たり前できていないのか、いないのか。その辺のことを、漠然としてでいいですが、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 2 地元小・中学校の教育水準について

学力向上の大きな要因については、学校の授業が子どもたちにとって楽しい、わかってよかったという環境を作るのと同様に、家庭の取り組みがやはり大切だというふうに考えています。それは、家庭に責任転嫁するわけではなく、家庭と学校と地域と行政がそれを下支えする体制を、この間、教育基本計画を立てながら精いっぱい頑張ってきました。さらにこの部分を進めていきたいというふうに思っています。

具体的に言うと、「早寝、早起き、朝ご飯」と単純なことを言いますがこの実行。それから一番心配していますテレビ、パソコンのこれからの害に対する時間制限、そして、より多くの時間を家庭学習に費やすような基本的な生活習慣を、家庭でやっていただきたい。そのためには郡市PTAの連絡協議会等を活用しながら保護者に働きかけ、ともに子どもたちを伸ばしていきたいというふうに思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 地元小・中学校の教育水準について

では、次の質問に移ります。引き続き教育問題であります。柏崎市、三条市などではほとんど小中一貫教育になったと聞いています。周辺市町村でも小中一貫への動きが盛んであ

りますが、南魚沼市の教育現場では一貫教育についての考え方が希薄であり、話題にもならないとの話を聞きました。義務教育の9年間を総合的に考える一貫教育について、十日町市では2年間の試行を経て、本格導入に入ったと聞いています。地元南魚沼市の教育関係者の中には「一貫教育はメリットがない」と言いきる人もいます。すなわち、小中一貫教育のメリットとデメリットについて、我が市はどのように考えているのでありましょうか、お伺いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 地元小・中学校の教育水準について

小中一貫、並びに小中連携という言葉があります。私はメリットがないとは考えていません。メリットが両方ともある。それは9年間の中で、教師が9年間を通じて子どもたちを見られるということです。それでは、南魚沼市がそういう観点で教育をやっていないかということになったときに、南魚沼市としてもそういう考え方で今もやっていると思っております。PR不足で申し訳ありませんが、今も9年間の中で子どもたちを見ていこうという動きです。

それでは具体的に言いますと、全てを同じパターンにするわけではありませんが、五十沢中学校の統合のときに、小学校を統合しまして渡り廊下で中学校とつなげてあります。一貫校ではありませんが、より緊密な小中の連携ができるという考え方で、五十沢地区は進めております。それから城内地区については、1小1中という良さを生かしながら、常に先生方は情報交換をして連携をしております。大巻については、小学校2つと中学校ということで、3校連携ということで先生方は連携をしております。この3地区の連携をさらに大事にしながら、今度の3中学の統合に向けていきたいというふうに思っております。

大和地区については、大和中学校区という単位で、大和中学校に入学してくる5つの小学校が、こども園を巻き込みながら連携の体制をとり、年間何回か会議をしております。

塩沢地区についても塩沢中学校区ということで、塩沢にある小学校それと保育園が連携しながら、年間何回かの会議をしております。ということで、一貫というシステムを使わないまでも、連携し保育園から小中学校まで通して子どもをみる体制は必要と考え、今やっているところでございます。以上です。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 地元小・中学校の教育水準について

先ほど申しました、試行期間を経て本格実施に入った十日町市においては、中学の学力レベルが向上してきたという話を聞いています。我が南魚沼市も、小中一貫でなくても連携をより強固なものにする。よく現場の先生方が、「教育は途切れるものではない。だから保育園、幼稚園、小学校、中学、さらには高校まで、世の中の財産という人を育てあげるには、そういう流れを真剣にみていかなければならない」ということを常々おっしゃっております。もちろん、我が南魚沼市もその方向でいるのだと思いますが、より一層の努力をお願いしたいと思えます。

自分のことで恐縮ですが、私はネパールに10回ほど行ってまいりました。現地の学校に大

きな看板が掲げてあります。「Education is light. Knowledge is power. 教育は光、知識は力」と、まさにそのとおりだと私は思っております。この質問をするに当たって、私は自分が教育者ではありませんのでいろいろ本を読んでみようということで、フランスの啓蒙思想家ルソーの「エミール」という本を読み始めてみました。590 ページという厚い本で、まだ4分の1しか読んでいません。そんな中に「教育はひとつの技術である」というふうにあったその一文を見て、まさにそのとおりだと思った次第であります。

私自身、ものづくりの世界でいろいろやってみますと、その教えたことがうまくいかない、現場に浸透しない。そういうことをいろいろ考えながら悩み、苦しみ、「ものづくりは人づくりである」ということをまさに実感しています。教育もまた人づくりだと、人は財産というそのことを改めて思い浮かべながら、この質問を終わります。ありがとうございました——それを言うてはいけなかったのです。すみません。

3 地元と雪国観光圏について

では次、地元と雪国観光圏についてお尋ねします。新潟、長野、群馬の3県にまたがる雪国観光圏、すなわち群馬のみなかみ、長野の栄村、新潟の魚沼三郡、津南町、十日町、魚沼市、南魚沼市そして湯沢町であります。この広域観光圏について、南魚沼市はどのようにかかわってきたのか。その取り組みの経過と今後将来のビジョンについて、どのようにお考えでありますでしょうか、お尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 3 地元と雪国観光圏について

勝又議員の質問の3点目であります、雪国観光圏の件であります。これはちょっと経過、あるいはビジョン、これについてご答弁申し上げますが、若干長くなります。なかなか経過が非常に複雑化しておったものですからちょっと申し上げます。

今おっしゃっていただきました雪国観光圏は平成20年10月に、議員がおっしゃっていただいた7市町村で、国の観光圏整備法に基づく認定を受けて、この雪国観光圏ということが発足をしたわけでありまして、この当時全国で48地域が観光圏認定を受けた、その前段といたしまして、平成19年当時にJRのですね、平成21年10月から12月までの秋のディステーションキャンペーン新潟開催の決定、それから平成20年度の国の広域観光圏形成こういう整備法の施行を受けまして、湯沢温泉旅館組合などの民間観光関係団体が主となりまして、広域観光圏連携の必要性の共通認識が広がり、先ほど触れました平成20年8月に広域圏域の自治体、観光協会、民間団体、あるいはNPOこういう皆さん40組織によりまして、「雪国観光圏推進協議会」が、まず設立をしたわけでありまして、

その後、推進協議会事務局は湯沢町が担ってございましたけれども、民間の皆さん方の動きの中で、理念やブランド化の国庫補助事業を活用して事業を実施してきたというところがあります。独自の取り組み例といたしますと、地域の食材を使って化学調味料や必要以上の添加物に頼らず、雪国伝統の調理法を生かした本物の味を提供している旅館、あるいは飲食店を紹介いたします「雪国A（永）級グルメ」、それから外国人でも安心して利用いただけるよ

うに格付ツールを利用して旅館の評価を行いました「サクラクォリティー」、そのほかに観光情報のプラットフォームづくり、あるいはウェブサイト・ホームページによります情報発信こういうこと。それから案内サイン——いわゆる看板ですね——これの一元化、統一化こういうことに取り組んできたところでもあります。

そして、情報発信・宣伝として、情報誌「スノーカントリーフリーク」の発行、それから地域内の雪まつりをまとめてPRします「スノーカントリーフェスティバル」のプレス発表、あるいは300km以上の雪道を歩くスノーカントリートレイル構想、それから銀座の「ブリッジにいがた」等でこの観光PRも実施したということでもあります。

活動におきましては、コンセプトの波及が進んでおりますが、活動範囲の広がり非常にまだ多くみられる状況ではない、時間もかかる状況であります。

こういう中で、平成24年12月27日、観光圏整備法に基づく基本方針の改正が行われまして、今まで雪国というテーマを持たせた連携を進めて、地域特性を明確にした中で地元事業者同士が連携の取り組みを推進してきましたが、この活動方針に基づいて平成25年4月1日、雪国観光圏も含めて全国6か所の観光圏で「観光地域ブランド確立事業」が認定をされたところでもあります。全国で6か所の中の1か所でありました。

そして、これは、今まで48観光圏から6か所に絞りこんだわけですけども、平成26年7月には4地域が追加されて、今10地域ということでもあります。この事業実施に当たりましては、任意団体であります「雪国観光圏」これの民間の中核的な人材を中心にしまして一般社団法人化をいたしました。魅力的な観光地に旅行客を呼び込む窓口を一本化する事業実施体制、あるいはブランド観光地域づくりに各地域が単独で取り組むのではなく連携する体制ということで、今取り組みを進めているところでもあります。

この理念は、「100年後も雪国であるため」と非常に壮大な理念であります、何を言っているのかと言われると、よくわからないという部分もあるわけでありまして、この理念を一応達成するという事の中で、平成20年度からの活動の課題を整理して、解決するための取り組みを進めているところでもあります。

当然ですけども、南魚沼市も含めてこの協議会の中に入りまして、ことしは民間の方の事務局体制を強化するという事で、民間の方1名を採用するその負担金を、非常に多く負担金の割りをいただいております、その際にも私ども、あるいは魚沼市、十日町市さんあたりから、ちょっとその形が見えないと、実際何をやるのだと。

もう1つは、いわゆる大きな計画は立てるわけでありまして、それに通ずるインフラ整備、これは各自治体でやるということでもあります。そうなりますと、例えば、スノーカントリートレイル、ここに行くための道路、あるいはそういう手段を各自治体で整備をしろというようなことになると、とんでもない話になるわけでありまして。そういう面も今、本当にどうするかということに取り組んでいるところでありまして、まだまだ形がきちんと見える状況ではないというのが現状でございます。以上です。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 地元と雪国観光圏について

ご答弁をいただきました。実は私も議員になるまで「雪国観光圏」なる言葉を知りませんでした。この質問の準備のために十日町を訪れたとき、向こうの観光課長さんが言っていたのですが、まだ市民の間に「雪国観光圏」についての認識が浸透していない。「雪国観光圏」という、その名前に惚れてこちらに来て、現地の我々のところに来ていろいろ聞かれても現地の人たちが知らない。「何ですか、それは」みたいな、「君は知っているか」「私も知らないね」みたいなそんなことではいけないとそういうお話をしていました。

もう1つ言われたのは、その7地域の間でまだまだ温度差がある。地域を連携して広域観光圏として一緒に盛り上げていこうという構想ではあっても、なかなか温度差があって、うまく回っていないといえましょうか。そんな感じであるというようなお話がありました。この温度差について、それから市民の間にこのイメージが浸透していないということについて、市は今後どのようにしていこうとお考えでありましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 地元と雪国観光圏について

温度差につきましては、これはなかなか簡単にそれが埋まるという状況ではないと思っております。やはり、湯沢さんが中心的な部分という捉え方が非常に最初から根強かったものですから、具体的に南魚沼、あるいは十日町、魚沼、津南、そして栄村や水上町は、ではどうするのだと。ですので、スノーカントリートレイルとかという壮大な構想を打ち出しまして、全ての市町村に網をかけるような形はとっているわけですが、それが実際実施する際には先ほど触れましたように、それぞれの自治体で、簡単に言いますとさっきも言いましたインフラ的なことをきちんとやっていかなければならない。これはとても今の財政的な状況の中で、国が9割も10割も支援するというのであればやりますけれども、もう今はほとんどの市町村は総合計画に基づいてインフラ整備の状況はきちんと組み立てているわけで、そのほかにどんどん追加になってくるわけですから、これは簡単ではない。ここでちょっとつまづいているということではないのですけれども、ちょっと腰が引ける部分があります。

それから、市民あるいは住民の皆さんにこれが浸透していない、まさにそのとおりでありまして、浸透をさせようにも、壮大な、大きな枠だけはあるんですが、それをどうして具体的に現実化していくのだということになりますと、なかなか今その案がきちんとまだ出ているわけではありませんので、おのずから我々も簡単に説明ができませんし、市民の皆さんになれば「雪国観光圏」という言葉は知っているけど、何をしているのだということに、今はなっているという状況だと思います。

ただ、さっき触れましたA（永）級グルメとか、そういう部分で旅館の皆さんとかそういう皆さんには浸透している部分は相当あると、こういうことも申し添えておきます。けれども、まだまだこれから、相当紆余曲折を経て、まさに「100年後も雪国であるために」ということになるかどうかはわかりませんが、実質的に動き出すと、このことは非常にまだ前途は厳しいという感じは私は持っております。

その打破、打開のためにことしから、事務局に大手の、確かあれば媒体会社の社員だったと思うのですけれどもその方を入れて、いろいろプランをきちんと練って、そして工程もきちんとやっという事で、今、事務局体制を強化したという事であります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 地元と雪国観光圏について

雪国観光圏に直接は関係ないかもしれませんが、地元観光資源は豊富にあると思っておりますし、また、これからも新しくいろいろ生まれてくるのではないかと思います。要はアイデア次第であります。先日は十日町の「ミオンなかさと」というところに行って、いろいろ話を聞いてきました。あの山の中でトラフグの養殖がなされています。源泉を使って、塩分があつぐに合わないという事で、塩分濃度を合わせるために塩を使ってやっというふうな話でありました。

あれもひとつの観光の目玉になるのかなと、観光客にああいうものを出せるとそれちょっと売りになるのかと思ひながら、城内の奥——奥と言つたら失礼ですが、チョウザメを養殖しているところに行ってまいりました。現物を見て、これも1つの目玉にもなるのかといろいろ思ひながら私なりに考えたのですが、五十沢の奥には大きなダムがあります。あのダムの中の水でマグロの養殖でもできないであらうかとか、上の原の池、お松の池でヒラメの養殖でもできないか。塩水の中の生き物ですから食塩を使えば、中里のようないろいろできるのかと、そんなふうにいりろろアイデアを出せば無限であります。

そんなことはどうあれ、塩沢の「雪国マンゴー」というものが最近話題になっております。そこにそういうマンゴーができていると、私も2回ほど見に行きましたけれども、いりろろ農業委員会との関係があつて、なかなか扱ひが難しいといひましようか、行政としてバックアップするのが難しいいりろろ話は聞いております。雪国マンゴーについて、行政判断で何とできないものでありましようか。その辺のことを市長にお伺ひします。

○議 長 市長。

○市 長 3 地元と雪国観光圏について

観光という面につきましては、今までは自治体同士が競い合つていたという事であります。南魚沼は南魚沼の観光、魚沼、湯沢はそれぞれに。それを訪れていただく方は、もうそういう観念は全くないと、2泊、3泊して行くには、南魚沼だけ、あるいは湯沢だけという単位ではもう捉えきれない。そういう中で広域観光圏という発想が生まれまして、それを今利用しながら、簡単に言ひますと「雪国観光圏」これをどう連携させて、発展させていくかといりろろことの研究に入っているわけであります。

方向としては間違つていりろろことではありませんが、議員がおつしやつたようになかなか具体的な部分が出てこないと、空念仏ばかりではなかなか人は動かないといりろろことでありまして、それらを払拭するために、またことし、来年は、きちんと我々も申し上げるべきところは申し上げて、自主的に事業が実施できるようにしていきたいと思ひております。

マンゴーにつきましては、私は大分前、あそこでマンゴーを江口さんが始めたときに訪れ

させていただいて、「これをやるんだ」という話。そのときもマンゴーをいただきました。その時点でも相当おいしかったのですけれども、形がまだちょっと整わないような部分もある。それからずっとこうしてきて、今大変な脚光を浴びているわけであります。農地転用にかかわる部分、ただハウスを建てて、マンゴーを栽培するということになる、これは農地でありますから、転用そのものが大きく制限をされることではないと思っております。ただ、温泉施設とか、そういうものを建設の部分にということになりますと、これは農振除外から農地転用と、この問題が入ってくるわけであります。ご本人にはきちんとした計画書を図面の上で、この土地にいわゆるハウスを建てて、もう少しマンゴーを増産したいとか、ここは露天風呂にしたいとか、そういうことをまず1回持ってきてくださいと。それに基づいていろいろ施せば方法はありますから、100%できるとは言いませんけれども、そういうことは行政として一緒に考えて、支援できるところは支援してまいりますという話を申し上げておりますので、近々その図面等が届くと思います。それを見た上で、また農委のほうとも調整を図りながら、なるべくこういう大きな夢と希望を持ってここまで来た方の夢を挫折させないように、我々も支援していかなければならないと思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 地元と雪国観光圏について

さあ、いよいよ時間がなくなってきました。大分はしよりますが、一気にいってしまいます。市、行政は10年後、20年後の南魚沼市の姿はどうあるべきか、長期計画を描いていることと思います。とりわけ六日町駅通り周辺や浦佐駅周辺については、長期ビジョンが必要でないかと思っておりますが、そう思うのは私一人ではないと思います。今、六日町駅通りは歯が抜けたような状態で、今後ますます歯抜け状態になるであろうと、市民は嘆いております。

新潟で一番住みやすく、主婦が幸せに暮らせるまちとの、ある雑誌でのありがたい評価をいただいております。また、プラチナタウン構想においては、南魚沼市が新潟県でも最もふさわしいところであるというような話も聞いています。全く名誉なことだとは思いますが、これを合わせ考え、南魚沼市の今後の長期ビジョン、井口市長のまちづくりの夢をお聞かせいただきたいと思っております。

[制限時間を知らせるブザー音あり]

○議 長 勝又議員に申しますが、通告と大分違ってきております。通告と関連づけて質問するようにしないといけませんので注意してください。それからおおむね60分以内ということから相当時間超過になっておりますので、答弁のほうもひとつ、簡潔にお願いしたいと思っております。

○市 長 3 地元と雪国観光圏について

南魚沼市の将来像といいますかこれにつきましては、簡潔に申し上げますと「地域完結型社会」をここで築いていこうということであります。駅通りも浦佐駅通りもこれも含めて、当然塩沢地域も含めてです。全てのことがここである意味完結ができる、そういう市をつく

りあげていきたい。今はそのための投資期間だというふうに思っております。以上です。

〔以上で終わります〕と叫ぶ者あり〕

○議 長 議席番号 20 番・腰越晃君から議場での資料配付願がありましたので、これを許可し、お手元に配付しましたので報告いたします。

質問順位 14 番、議席番号 20 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 おはようございます。大変重量感のある質問の後で、休憩に入るのかと思いましたが、議長から発言を許されましたので一般質問をさせていただきます。

現場からの日常的改善活動を

今回の一般質問は、実は予定になかったのですが、ある市民の方から連絡をいただきました。これは塩沢地区の老人会の運動会に関する各老人会役員宛に出された通知に、ちょっとしたミスがあったということで、その中でいろいろと話を伺いました。最近の市役所に行くと、窓口は——言葉は悪いかもしれませんが、その人の言葉を率直に使わせていただければ——ちょっと気が緩んでいるのではないかと、そう感じる部分がたくさんあるという話も伺いました。

また、この老人会の管理についてでありますけれども、社会福祉協議会、教育委員会社会教育、それから市長部局も絡んでおります。三者それぞれ通知をよこし、三者がそれぞれ説明会等をやる、これでは老人会も大変だと、そうした行政関係の届けの手間がこれも大きな要因で、もう老人会を解散しようかとそういうような地区もあるのだというような話を伺いました。これは行政のとりあえず窓口としての一本化、市民相手の老人会これらの手間を考えた上での窓口一本化とか、いろいろ考えることはあるのだろうと私自身も思いました。

そういう中で、おまえは議員なんだから、我々の代表だから一言いってこい、という話を伺いまして、今回の質問を組み立ててみました。現場からの日常的改善活動を、をテーマに質問をさせていただきます。行政のさまざまないろいろな問題が起きているわけですが、私のような塩沢の田舎に住んでいる議員にとっては、余りそうしたものは耳に入る環境にはないと思うのですけれども、この間、直近の塩沢小学校プールの塩素剤処理の問題、今ほど申し上げました塩沢地区高齢者運動会の連絡ミス、相次ぐ失念による議会への報告ミス、あるいはこれは絶対忘れませんが、昨年末、道の駅における作業中の転落事故、これによる死亡者を出したということ。さらにはさまざまな幾つかの問題も市民の方々からいただいております。

やはり、こうしたことを振り返りますと、わからない中にはもっと数多くのいろいろな問題、課題が潜んでいるのではないかとそのように思うところでもあります。そこで、一つ一つの問題をあげつらって、どうこうするのだと文句を言っても仕方がないので、1つの解決方法をご提言申し上げたい、そう思っております。これについては、現場からの改善提案、現場からの行政改革、現場からの業務の改革、こうしたものをやったらどうかということであり、これは恐らくもう六、七年前に、当時の牛久市役所が一生懸命こういった活動に取り組んでいたとき、会派のほうで視察をしまして「あ、これだな」と。私自身以前製造業に

おりまして、QCサークルというもので現場の改善運動というものをしっかりやってきました。これは行政ができるのかなという思いもあったわけなのですが、かつての牛久市役所を視察に行きまして、できるなど。

その当時、実はご提案申し上げたことがあります。その当時の答弁は、こうしたことは日常業務の中で改善活動は十分やっている、だから、当南魚沼市がシステムチックに全体で取り組む必然性は今はないと、そういう答弁であったと記憶をしております。どうして、こうした改善活動をやるべきだとそのように考えるのか、幾つか申し上げたいと思います。

まず、私自身、町議会、南魚沼市議会、ここに席を預らせていただいて12年半がたちます。この間を省みて、ここ一、二年、目に見えて数多くの問題が起きている、そのように実感しているということでもあります。灯油漏れの事件もありましたが、これも原因がはっきりしない。やはりどこかに、それぞれの現場の中で気の緩みがあるのではないかと、こう指摘された市民の方の考えが正しいのではないかと、そのように思っていることが1つあります。

もう1つは、教育、保育あるいは福祉医療領域のこうした各現場においては、従来とは違って非常に多くの問題を抱えているのではないかと。業務自体が複雑化していることもあります。また、市民各層の意識も以前とはかなり変わっております。そういう中で、職員さんの業務処理も複雑化、あるいは気配りすることも数多くあるでしょう。やはり、今後の現場の行政運営を進めるに当たって、職員のメンタルケアも含めて、現場の改革、現場からの問題解決、より早く、より安く、市民本位でこうした改革の重要性が増大している、これも確かなことであろうとそのように思ったということもあります。

そして、現場が持っている特質、市民との接点は、おのおのの窓口であり現場です。市民が理解しやすく市民の手間のかからないように、当然ですね、高齢社会です。あるいは、そうした市民の要望にできるだけ応えられるように、業務改善を含めてさまざまな問題の解決や改善を進めていくべきであろうと、これができるのは現場であるということです。これを言いかえれば、市民と毎日、日々接する現場だからこそ、一つ一つの業務を深く知っているのであり、一つ一つのそこに潜んでいる課題や問題も把握しているということでもあります。ですから現場が一番改善の主役になるべきであり、現場が改善をし、そしてその効果を確認し、さらに次の改善点を見つけていく、そうした活動が大事であろうというように考える。そうした現場を考えた上で、やはりこの活動を進めたらどうか、導入したらどうかと思った次第であります。

そうした意味で、さまざまな問題解決において、こうした現場からの改善活動というものが効果があるということは間違いないと、私は自分自身の経験も含めて確信をしております。今後こうした活動を導入されたらいかがでしょうか、さまざまな問題解決に取り組んでいったらどうでしょうか、という提案であります。前回の質問のときは、余りよい答弁をいただけませんでしたけれども、今回はどうでしょうか。期待をしたいところであります。以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議 長 腰越 晃君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市長 現場からの日常的改善活動を

腰越議員の質問にお答え申し上げます。非常に厳しいご指摘をいただきまして、それぞれミス、あるいは不祥事、こういうことにつきましては、あげて私の責任でございますので、改めてその点についてはおわびを申し上げるところでありますし、またそういうことが起きないように管理を徹底していくということを、改めて皆さん方にまた申し上げておきたいと思っております。

いろいろ議員からございましたが、私は就任以来、職員に常に言ってきたことは、ご承知のように二本松の戒石銘碑、「爾俸爾禄」で始まるこの部分ですが、市民の皆さん方の汗と油で——これは税金ですね、それで我々は禄を賄っている、市民の皆さんのことを忘れて欺くようなことがあれば、天は決して見逃さないぞという意味であります、まさに市民の皆さん方からの血税で我々が生活を得ているそのことを忘れずに、まず市民第一に考えなさいということをおひとつ言っております。

それから、やはり組織が大きくなればなるほど気をつけなければなりませんけれども、「築城三年、落城一日」であります。懸命に先輩や同僚の皆さん方が築き上げてきていただいた信頼、これを一人の人間が、うそを言ったり、あるいはミスをしたり、不祥事を出したり全てが崩れ去ってしまうということでもあります。築き上げるには長い年月がかかりますけれども、崩れ去るのは一瞬だと、だからきちんと気をつけてくださいということはずっと申し上げてまいりましたが、今、議員からもご指摘いただいたような部分がそれぞれ出ているということでもあります。冒頭申し上げましたように、非常に申し訳なく思っているところであります。

このPDCAサイクルですか、これは我々も理念としてきちんとこのことを実践しながら職員の教育もしていかなければなりませんし、徹底してまいりたいと思っております。細かいことは申し上げませんが、そういう気持ちでまた改めて市民の皆さん方から信頼していただけるように取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 現場からの日常的改善活動を

PDCAの答弁をいただいただけということで、こうした日常、現場からの改善活動について、どのように考えておられるのか。あるいは、これに取り組む、検討する要素があるのかどうか。そういったところは全く触れられていなかったのが非常に残念であります。これは市政経営品質改善運動と言いまして、いわゆる品質改善運動では、世界のトップ企業であるトヨタのおひざもとである愛知県西尾市が、過去5年間にわたって取り組んでいる活動であります。現場からそれぞれの課題、問題をお互いに抽出しながら、しっかりと解決に向けて取り組んでいくと、年間数百件以上の改善効果を生んでいるという活動であります。非常に簡略化された内容で、そんなに負荷もかかっていない。

これは資料を質問書に添付して提出したと思っておりますが、全く読まれていなかったのでしょうか、というような印象でございました。質問の趣旨は、今あるようないろいろなミス、これ

については現場がしっかりしないとだめだろうとそういう思いから、繰り返しになりますけれども、現場が抱えている課題、問題、市民とのいろいろな意味でのトラブル、クレームがあるでしょう。そうしたものをいろいろ・・・しながら、しっかりと業務を改善していく。こうした考えを、こうした活動をしていくということについて、どのようにお考えになっているのか。以前は必要ないということだったのですが、今回はどうでしょうか。改めて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 現場からの日常的改善活動を

以前、必要ないと言ったかどうかは私がちょっと記憶にございませんけれども、先ほど壇上での答弁の中でこのPDCAを徹底して実行してまいりますと、こういうことを申し上げたつもりでありました。お聞き取りにならなかったとすればそれはそれといたしまして、この計画、実行、そして評価、改善、このことをもう一度徹底して、全職員で取り組んでまいりますというふうに申し上げたところであります。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 現場からの日常的改善活動を

PDCAというのは、プラン ドゥ チェック アクション、これは細かく説明する必要もないと思いますけれども、さまざまな活動をやっていく上で、日常の仕事でもそうなのですけれども、プラン、計画ですね、D、ドゥ 実行ですね、C、チェックした結果、どうであったか、こういう問題点があったのではないかと、アクション、それをもう1回繰り返してやっていくという。これは品質改善運動ではなくて、品質改善運動を進めていく上での1つの手段にしか過ぎません。市長はPDCAを大事にやっていくということと、それ以上のお考えはないようですので、これ以上議論しても仕方がないというふうに思います。

私が申し上げているのは、1つの業務改善運動としての現場を中心にした全体的な取り組み、これをやるべきではないかというように申し上げたつもりだったのです。あと、西尾市の例も添付しました。これはなかなか説明すると難しい問題で長くなりますし、口だけではわかってもらえない部分もあるかと思うので、資料を提出したわけですが、もう1回ご覧になっていただければ幸いに思います。

○議 長 市長。

○市 長 現場からの日常的改善活動を

どうも議員から真意をご理解いただけないようでありまして、いろいろご指摘いただいた分について、それぞれ細かくは申し上げませんが、という前置きをさせていただいて、「戒石銘碑」そして「築城3年、落城1日」こういうことをもう1回思い直して、きちんと対応していこうということでもあります。全ての部分が入っているわけでありまして。議員からいただいた資料も全て目を通させていただいております。そのことについて、一つ一つここで論評を加えるということはいしませんけれども、総体的にはそういうことだということ改めでご理解いただきたいと思います。と思っています。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 現場からの日常的改善活動を

押し問答になってしまいますのでこれでやめますが、最後の質問として例えば幾つか例を挙げさせていただきました。塩沢小学校における塩素剤の過剰投入、それからあと昨年冬、道の駅での事故、こうしたものやあといろいろなケースを見て思うのは、全体の管理基準、あるいは作業基準、そうしたものがやっぱりしっかり整えられていない。例えば塩沢小学校の例などを見ますとほかの小学校の話聞くわけです。そんなことは起こり得ないと、あり得ないとそういうわけです。わかるのは、結局全学校を通じた管理基準というものが無いわけです。

例えば、道の駅の事故でもそうなのですが、ある民間業者の方は高さ 1.8m以上のところで作業するときにはヘルメットを着用しなさいと、これは公共工事のルールにあるではないか、市職員ならいいのかと、こういう話も伺ったことがあります。そうしたことを合わせて考えると、やはり日常管理はどうなっているのだろう、管理基準はあるのか、作業標準はあるのか。あるいは今の例で言えば、市内の安全衛生委員会というのはどういうふう動いているのだろう、いろいろな意味で疑問等が起こってくるわけです。そうした意味も含めて、やはり原点は現場であります。現場がしっかりと仕事を見ながら管理をしていく、必要な改善は常に行っていく、それを検証する、こうしたことを行ってほしい、そのように考えます。以上で質問を終わります。

〔「答弁はいいですか」「もし、あればお願いします」と叫ぶ者あり〕

〔「もしあれば程度なら答弁なんてしないほうがいい」「いや、ぜひお願いします」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 現場からの日常的改善活動を

いろいろの事例を引き出していただいご説明もいただきましたし、ご批判もいただいているところでありますので、真摯に受け止めてきちんと改善できるように努めてまいりたい。ただ1つ、去年の道の駅の事故についてここまで、こういう場でそういう発言はやはり慎んでいただきたい。これは職員も、あるいは亡くなられた方も含めて、大変な誤解を生む恐れがありますので、それは少し慎んでいただきたいと思っております。以上であります。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 現場からの日常的改善活動を

はい、失礼をいたしました。これは質問の選択肢がなかったことですが、質問の経過で私のほうで言ってしまいました。おわび申し上げます。はい、終わります。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は11時25分といたします。

(午前11時08分)

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午前11時25分]

○議長 長 議席番号6番・佐藤 剛君から議場での資料配付願がありましたので、これを許可し、お手元に配付しましたので報告いたします。

質問順位15番、議席番号6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 傍聴者の皆様にはお昼近くになりましたけれども、ありがとうございます。本日は2問通告していきまして、全部聞いていただけるかどうか、時間がありましたら午後のほうもひとつよろしくお願ひします。発言を許されましたので、通告に従いまして2点お伺ひいたします。

1 人口減少対策としての住環境整備

1番目の大項目につきましては、人口減少対策としての住環境整備であります。今、国も地方も最大の行政課題は人口減少問題であることは、言うまでもないことであります。そして、その対策は一自治体で解決できる問題ではありませんが、人口減少は地域、さらには自治体全体の活力や全ての行政運営にも影響するものでありますから、国も地方も人口減少対策を最優先に進めているわけでありまして、この問題は1つのことをやれば解決するということでは当然ないわけでありまして、産業振興、そして若者を中心とした働く場の確保、子育て支援を含む教育環境の整備、安心・安全のための医療、福祉の充実、さらには地域的にはこの豪雪地帯特有の住生活環境の整備などとさまざまな、そしてまた複合的な行政施策が必要であるわけでありまして、その中でも今回はそう遠くない将来に到来します超高齢社会に対応する地域包括ケアシステムを構成する要素として、安心な住まいが求められていますので、住まい、住環境に絞って、今後の整備方針を質問してみたいというふうに思います。

1点目であります。今後の住環境整備の方針についてであります。この件につきましては、平成24年6月の議会でも質問しておりますが、前回は住生活基本計画策定前の考え方でありましたので、それを踏まえて今回は策定された内容、考え方の質問であります。したがって、住生活基本法、そしてそれに基づく県の住生活基本計画、住生活マスタープラン等の説明等は省略いたしまして、それらに基づいて市も住生活基本計画を策定したものとしたいと思います。

それが議会への報告はありませんでしたが、平成25年3月に策定されました南魚沼市住宅整備基本計画であろうと思っております。それが今後の市の住環境整備の基本になるわけでありまして、私の手元にはその概要版しかありませんが、それに沿って今後の住環境整備の考え方をお伺ひいたします。

①といたしまして、住生活基本法等を受けて住宅整備基本計画が制定されたものというふうに思いますが、示された住環境整備をどう具体的な政策、施策として進めるかであります。計画の概要を見ても、具体的な展開が見えない。細かい部分を聞くつもりはありませんが、この計画の概要からは、今後どのくらいをめどに、どの程度住環境の整備を進めるのか。いろいろ整備の方針は並んでいますけれども、では実現に向けてどう進めるのかというあたりが見えない。その辺をまずお伺ひしたいというふうに思います。

②であります。ただその中で、その具体的な政策の1つということになるかもしれませんが、この住宅整備基本計画をもとにしまして、公営住宅の整備につきましては、公営住宅長

寿命化計画が平成 25 年度に策定されたようであります。これも議会に示されていないと思いますが、それらも含めて少子高齢社会の中で、公営住宅の今後の整備方針はどうなっているのか。この点も細かい部分は聞きませんが、基本的な建設整備、改善、または縮小になるかもしれませんが、そのあたりの方針を伺いたいというふうに思います。

次に中項目の 2 点目であります。高齢者等のための住環境整備ということであります。その 1 点目でありますけれども、高齢者対応の住宅整備は必要でないかということであります。南魚沼市の高齢者の人口の割合、高齢化率は、現在 26 から 27% ぐらいであります。南魚沼市は 10 年後には高齢者の人口が全体の 35% に迫るといような推計が出ているように、今後もさらに高齢化が進んでいくわけであります。

また、持ち家率は高いとはいっても核家族化が進行したり、そしてまた単身の高齢者、高齢者のみ世帯が増加している中で、市は高齢者、障がい者向け住宅整備費補助金、そしてまたバリアフリー改修に伴う固定資産税軽減などは行っておりますけれども、そういう対応もあります。豪雪地帯での家の維持管理や現在の公営住宅の入居状況等から、こういう整備費補助だけでなく、当然高齢者の居住の安定ということからは、高齢者向け住宅もさらに必要になると思います。公営住宅の高齢者対応やシルバーハウジング等も含む、高齢者住宅等の対策は今後重要だと思いますが、そういう高齢者世帯への住宅整備は考えているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

2 番目としまして、高齢者・要援護世帯住宅除雪援助の拡充についてであります。この話は高齢者単独世帯、単身世帯や高齢者のみ世帯のほうからは大変要望の多いところでありまして、私も何度も一般質問などに出しているところでありまして、なかなかいい方向には進まない問題でもあります。

現在市は高齢者及び要援護世帯の除雪援助を行っています。しかし、これは屋根の雪おろしに限ってしまして、自然落下式、融雪式屋根は対象外でありました。また、下雪については原則的には、通常雪おろし場所が公道で幅員 5.5m 未満で、重機による下雪処理のみの援助対象になってはいますが、高齢者、要援護者のみの世帯の実情や負担を考えれば、また避難路確保、住宅保全という観点での下雪処理の援助範囲の拡大が必要ではないかと思えます。加えて融雪屋根の支援についても、総合計画の中では克雪住宅推進事業として当初から盛られていることありまして、もうそろそろ検討しなければならない時期でないかというふうに考えますので、改めて今後の考え方もお伺いをしたいというふうに思います。

中項目の 3 番目ですが、中心市街地の暮らしやすい住環境整備であります。その 1 番目としまして、地盤沈下区域での冬期間の住環境をどうするかであります。地盤沈下対策につきましては、最近では水道水を利用した融雪実験も、これもまた救世主とはならず、抜本的な地盤沈下対策が見つからない中で、市の一番中心でなければならない地域の空洞化が懸念されているわけでありまして、この部分の対策が出てこなければ、駅前に図書館を建設して市街地の活性化に結びつけようという思いも成果は半減してしまいます。

そこで、大変これは難しい問題とは言いますが、この地域の次なる住環境整備の対策を

早急に進めていかなければならない問題というふうに思いますが、対策をどのように考えているのか、お考えをお伺いしたいというふうに思います。

次に、六日町地区、駅周辺地域ということになりますけれども、その活性化のための中心市街地活性化基本計画策定の本気度は、ということであります。この六日町駅前周辺の活性化には、多くの議員からも出されている問題でありますし、私も改正中心市街地活性化法で、まちなか再生に意欲的な自治体を支援していこうとする中心市街地活性化法の基本計画を制定しながら、積極的にコンパクトなぎわいのあるまちづくりをということで、今までに発言を何度かしてきました。市も第一次総合計画にも、それを受けての都市計画マスタープランにも、そしてまた産業振興ビジョンにも、商業振興のためにこの基本計画を策定して活性化を進めていこうと、書面にはあるわけなのですが、一向になかなか進む気配がみえない。その本気度をまずお伺いをしたいというふうに思います。再質問以降は質問席で行わせていただきます。

○議 長 佐藤 剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 佐藤議員の質問にお答えを申し上げます。

1 人口減少対策としての住環境整備

若干、前段部分も含めて答弁が長くなる恐れがありますので、あらかじめ議長と議員の皆さんにお願いを申し上げます。

住環境整備の1番目であります、住生活基本法を受けての部分でありますけれども、平成24年度に作成をいたしました「南魚沼市住宅整備基本計画」これにつきましては、「公営住宅長寿命化計画」の策定を前提として策定された計画であります。これは平成26年度から公営住宅整備にかかる各種補助事業を導入するに当たりまして、この長寿命化計画、これが必須条件となっているためであります。本来でありますと住生活基本法、あるいは法定計画であります「住生活基本計画」と「新潟県住生活基本計画」これを踏まえて作成する「市町村住生活基本計画」、これは市民の住生活の質の向上を目指して基本方針としてやっていくわけでありまして、地域の特性、あるいは実情に応じた施策の目標や具体的な施策を進めるということになっておりまして、計画期間を10年として策定するというを基本にしております。この計画策定に際しまして、以下のような項目を記載しなければならないということでもあります。

まずは現状と課題、施策についての基本的な方針と目標、目標を達成するために必要な事項、施策を推進するために必要な事項、それから成果指標、そして公営住宅の供給目標量、こういうものをきちんと記載しなければならないということでもあります。

今、市町村基本計画の策定に当たりまして、市民アンケート、あるいはパブリックコメント、これらの募集などをして市民の意見聴取が望ましいというふうにされておりまして、県計画との整合を図るために県との事前協議、あるいは策定後の報告、インターネット等を通じての公表が求められているところであります。

しかしながら、「南魚沼市住宅整備基本計画」につきましては、公営住宅長寿命化計画の策

定を前提とした計画であったために、目標を達成するための具体的な検討、あるいは達成指標を設定した検討までには至っておらないのが現状であります。ですので、本来の市町村住生活基本計画に合致するものとはなっておりません。そのため議員からもご指摘いただきましたように、議会への公表を差し控えておりましたし、広くインターネット等での市民への公表も今はしておりませんでした。

平成24年のこの「住宅整備基本計画」の策定している時期は、新潟県も、県の住生活マスタープランの見直し作業を行っている最中でありまして、この計画見直し内容を市町村計画に反映させることができなかつたという事情もございました。ですので、本来の市町村基本計画の策定までには至らなかつたということでもあります。今後は県のマスタープランの改定内容を踏まえまして、南魚沼市にふさわしい「住生活基本計画」の策定に向けて改めて取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

公営住宅の今後の整備方針であります。平成25年度にこの公営住宅長寿命化計画策定業務をコンサルに委託しながら作業を進めてまいりました。「南魚沼市公営住宅長寿命化計画」につきましては、平成26年4月に一応計画としてのとりまとめが完了したところであります。これは平成26年度から平成40年度までの間の15年間を目標計画期間といたしまして、総合的な公営住宅活用の考え方、整備基本方針、そして整備スケジュール、これから成っているところであります。スケジュールは、年次計画まで記載しておりますけれども、この公営住宅改修（改善）、これにつきましては、多額の事業費を要するということがありまして、現在実施計画とのすり合わせ協議を財政部局と進めているところであります。

先にも述べました、国の方針で平成26年度以降、公営住宅に係る各種補助事業につきましては、長寿命化計画に基づく事業以外は補助金を受けられないということがございまして、慎重な年次計画のすり合わせが必要になってくるということでもあります。

そして、団地ごとにおける年次計画まで記載している関係上、現入居者の皆さん方に変な不安を与えない配慮も必要でありまして、計画全体と公表できる段階ではないというふうに判断させていただいておりまして、これも議員からご指摘いただきました、議会の皆さん方にはまだお示しする段階には至っていないと、こういうことでもあります。

今後は、やはり財政が一番必要でありますので財政部局との協議を進めながら、公表できる範囲の抜粋版、こういう編集作業を行いまして、議会への公表、そして市のウェブサイト掲載、これによる市民の皆さんへの公表をしてみたいと考えておりますが、まだその時期がいつかということがすぐにはここで申し上げられることではございません。

基本的な整備方針でありますけれども、将来人口を推計して、必要な住宅戸数を算出した中で、老朽化が著しくて改修が困難な住宅につきましては、用途廃止としたいと思っておりますし、一定の居住性あるいは安全性が確保できる住宅につきましては、長寿命化対策による個別改善を実施する計画であります、概要としますと。

そういうことで、今、改善を実施する中で、既存ストックの長寿命化を図りながら、ライフサイクルコストの縮減につなげていきたいということを考えているところであります。

高齢者のための住環境整備の高齢者対応ということでもあります。市の現状は今、議員がおっしゃっていただいたとおりでありまして、国でもこれはまた超高齢化社会を迎えまして、高齢者に適した住宅が不足しているという現状があります。新たな制度として平成23年度に法改正を行った「サービス付き高齢者住宅」の供給促進を図っているところであります。これはご存じのとおり、民間業者などが事業主体になりまして、建築費の10分の1、あるいは改修費の3分の1の補助を国が直接行うということでもあります。

そういうことで今、我が市では八幡にあります「うららか」が建設されましたし、この9月には石打地区に新たに41室のサービス付き高齢者住宅が竣工予定となっております。今、もう外観は全てあらわしましたけれども、こういうことで市民の需要が高まれば、このサービス付き高齢者住宅の建設計画が進んでいくだろうと思っております。

公営住宅の中では、この長寿命化計画の中で、エレベーター設置、あるいはバリアフリー化を一部住宅で計画してまいりたいと考えております。シルバーハウジングにつきましては、これは市が公営住宅として建設すべきか否か、これはちょっと今後検討してみなければならないと思っております。

今、住んでいる住宅に住み続けたいという方も相当いらっしゃいますので、現在の住環境の整備を図っていくために、高齢者・障がい者住宅補助金をはじめとする一応各種制度の周知を図っているところであります。

それから今度は、要援護世帯住宅除雪助成の拡充でありますけれども、これはいろいろご要望もいただいております。改善すべきところは改善したわけであります。今まで基本的には対象となる住宅は、現に居住し、かつ現に除雪が必要な住宅でありまして、自然落下、あるいは融雪屋根、こういう住宅は対象外ということでありました。これはあくまで積雪による人命にかかる危機、危険回避、安全確保という観点での援助を行うものでありまして、経済的支援が目的でないということをご理解いただいていると思います。

しかし、この除雪対象の拡大の要望を受けまして、融雪屋根式住宅については、融雪機器の故障、あるいは経済的な理由によりまして、現に除雪を要する状況にあるという住宅、これはアングル等で滑り止めがなされていて、作業の安全が確保される場合は対象にするようにしております。

また、対象住宅1戸につきの除雪作業時間は、今合計24時間以内というように定めておりますけれども、これは積雪等の状況によりまして必要と認めるときは時間を増加することができるというふうにも規定をしております。

下雪処理につきましても、今、議員からおっしゃっていただきましたように、公道にかかる部分を対象としております。そのほかにも屋根雪処理に伴う出入口、ボイラーの排気口の確保、あるいはガラスの破損防止のための必要最低限の落下した雪の処理を認めているところであります。この落下雪の処理につきましては、事前に除雪業者等に説明をして、齟齬が発生しないように努めてまいらなければならないと思っております。

いろいろ細かな規定を設けて援助を行っているところでありますけれども、民生委員の皆

さん方とも連携を図りながら、対象世帯とならない世帯についても、本当に除雪が必要だと、こういう場合は対象とするような弾力的な運用を図ってまいりたいと思っております。

中心市街地の部分でありますけれども、これは特に旧六日町の中ではありますが、非常に狭隘道路が入り組んで、消防車や救急車こういう救急車両も入れない場所があります。本当に安心した市民生活が送れないような状況になっている地域があるということでもあります。あわせて、この地域内を流れる寺浦雨水幹線、寺浦都市下水路とっていましたが、これが屈曲しているために、ちょっと雨が降りますと氾濫して、十二沢川と同じような状況でありまして、周辺家屋に浸水被害をもたらしてきたところでもあります。

これを改善するために、大和町1丁目を中心としたまちづくり組織であります「住み良い街を造ろう会」この活動支援あるいは協力のもとに地権者のご理解をいただきまして、長年の懸案でありました市道旭町上町線道路改良事業と、この雨水幹線都市下水路改修事業に着手したところでもあります。

平成24年から用地買収物件補償の実施を平成22年から取り組んでおりますけれども、平成24年には用地買収等に踏み込んだところでもあります。これは全線完了というところにはまだなかなか時間がかかりますけれども、一定程度の用地買収と物件補償が完了した区間においては、事業効果をなるべく早く発揮させるために、部分的な道路改良あるいは雨水幹線改修を進めるということと考えております。

十二沢川はご承知のとおりでありまして、これについては言及を省略させていただきたいと思っております。

地盤沈下区域内の住環境対策を行うために「宅地等消雪設備普及促進事業」の制度拡充を行いまして、補助金額の引き上げと、事業所への適用範囲を平成24年4月から拡大開始したところでもあります。また、克雪住宅対策としての「克雪すまいづくり支援事業」これは屋根融雪です。これも制度拡充を行いまして、地盤沈下区域内の事業所への適用拡大、これも平成25年7月から開始をいたしました。

国のほうにも地盤沈下対策についてはいろいろ訴えているわけではありますが、なかなか切り札はございません。水道水を使った部分につきましては、温度が上がって融雪が確認できる状況にはなりましたが、今まだ電気料が、個人の家で100平米、200平米の部分で融雪するということになると、ちょっと高いだろうと。ただ事業所とか、この部分を屋根に上げて融雪屋根にするということについては、ほぼ実施の見通しは立っておりますが、今現在は、この電気料金をもっと下げられる方法はないのか、この開発業者のほうに依頼をして研究を進めているところでもあります。

市の中心、六日町地区周辺の活性化のための中心市街地活性化計画の本気度ということではありますが、平成26年7月4日、ここで国土交通省から公表されました「国土のグランドデザイン2050」、これではやはり急速に進む人口減、あるいは巨大災害の切迫、国土をめぐる大きな変化と危機感を踏まえまして、地方圏域の目指すべき国土の姿として「小さな拠点、コンパクトシティ、高次地方都市連合などから形成される活力ある集積」というふうを示

されておりますが、これはコンパクトシティの推進という考え方が、我々がどこまでそれを受け入れられるかということに1つの焦点があろうと思っております。助成制度も拡充しているということは伺っております。

この駅前周辺でありますけれども、空き家、空き店舗は、おかげ様で今のところは余り見られませんけれども、閉店、あるいは撤退こういうものも相次いでいるところでありまして、この駅周辺の再生はやはり緊急を要する課題だと思っております。

助成事業につきましては「都市再生整備計画事業」、これは旧まちづくり交付金であります。それと平成24年度補正で創設されました「地方都市リノベーション事業」がありますけれども、いずれの事業を行うにも地権者、あるいは居住者の協力が不可欠であります。これは申し上げるまでもないところであります。

商店街組織、あるいはまちづくり団体のまちづくりに対する機運の醸成と創意工夫が非常に重要になっております。今、駅前周辺ではこれらの動きが若手の皆さん方を中心に、相当広がり始めたということで喜んでるところであります。今後は、各組織団体こういう皆さんと連携をとりながら、中心市街地の活性化に向けて、事業の選択と事業化への流れを検討していきたいと思っております。以上であります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時10分といたします。
〔午前11時52分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
〔午後1時10分〕

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 人口減少対策としての住環境整備

答弁をいただきましたので、大項目1問のほうを再質問させていただきます。私がそれは、と思って進めていた住宅整備基本調査につきましては、計画期間が10年ということでありまして、公営住宅整備のための計画ということで、私が思っていた住生活基本計画ではないというようなことであります。平成24年度の当初予算ですか、この住生活基本計画の事業費として300万円計上されていたわけでありまして、国の住生活基本法を受けて、さらにこの豪雪地帯ということでの高齢化に対応した内容を含めた住環境整備の計画が図られるというふうなことで期待をしたわけでありまして。

そこで、平成24年6月に一般質問をしたわけでありまして、その時点は今答弁があったような内容ではなく住生活基本計画という方向で、市長は答弁していただいたというふうに思っているわけでありまして。そして、今回のこの計画を見ましても、内容的にはちょっと不十分なところもあるわけですが、住生活基本計画の項目は一応含んでいるというふうに私は感じているわけです。これはあくまでも概要版ということで、じゃあ、これがその住生活基本計画でない公営住宅整備のための計画だとすれば、本編は何が書かれているのか、どういう内容になっているのかだけ、まずちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 人口減少対策としての住環境整備

今ちょっと冒頭というかご質問でお答えしましたように、その計画部分についてまだ公表していないということでありまして、私もその内容をつまびらかに知るところに至っておりませんので、概要については建設部長のほうで答弁をしますので、よろしくをお願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 人口減少対策としての住環境整備

私どもが昨年、平成 24 年につくらせていただきました基本計画につきましては、今ほどご指摘があったとおりです。住生活基本計画の骨子は私どもがつくった基本計画の中に入っていると思っております。それで、何が不足しているのかと言いますと、個々具体的な施策、それと現状での数値、それから将来数値の推定というふうになります。例えば住宅の耐震化率ということ言えば、今、仮にですけれど 80%、それを 10 年後には 90%にするとか 95%にするとかという、その検証まで至っていないということでございます。以上です。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 人口減少対策としての住環境整備

内容につきまして、私も大変不足をしていると思ひまして、今回一般質問をしようというふうに決めたわけですが、これからその部分については着手ということですが、県のマスタープランの見直しも含めながらするということですが、多分、県のマスタープランの見直しは平成 25 年度にやっていますね。それと今の平成 26 年度、具体的に言えばこの計画は予算にも上がっていないのですけれども、先ほど市長はこれからやるということだったので、では、具体的にこの住生活基本計画というのは、どういうスケジュールで進めるのかというところをちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 人口減少対策としての住環境整備

これについても、基本的な部分を作業中ということでもありますから、建設部長が今把握している状況について答弁を申し上げます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 人口減少対策としての住環境整備

今は長寿命化計画を作成させていただいております。市長の答弁にありましたように、財政部局と向こう 15 年の大規模改修の年次計画を詰めているところです。今、当市で住宅関係の施策としてやるべきことは、長寿命化計画によって必要な住宅を確保するというのを、まず定めたいと思っております。その作業が終わった後、はっきりそのいつとは今は申し上げられませんが、住生活基本計画のほうの作業に入れればと思っておりますのでございます。以上です。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 人口減少対策としての住環境整備

住生活基本計画についていろいろ聞いても、ちょっと時期尚早ということですので、公営

住宅の整備のほうに話を移します。今ほど出ました公営住宅の長寿命化計画につきましては、実施計画を見ますと平成 25 年度で終わっていますよね。ですので、多分この部分は計画ができていると思うのですけれども、その内容についてお聞かせいただきましたが、先ほど市長の答弁では、人口減少の推計に合わせて見直しをしていくんだというようなことでありました。

公営住宅につきましては、公営住宅法によります住宅セーフティーネットの一環として、民間の賃貸住宅が確保できない住宅困窮する低額所得者といいますか、そういう人たちの居住の安定を確保するという役割もあるわけです。単純に人口減少とかそういうことだけで、公営住宅の量的なものは決められないと思うのですが、おおざっぱにはそういうところも含んで、そしてまた高齢化の推移や子育て世代、障がい者の現状等の先を見通した中での整備計画になっているのかというところを、お聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 人口減少対策としての住環境整備

公営住宅関係につきましては、先ほど申し上げましたように、平成 26 年から平成 40 年までの間という期間をまず策定しております。そして、個々の部分に触れますと、まだきっちり固まったということではありませんので、不安を招く恐れもあるということから公表していないということは、先ほど申し上げたとおりであります。

全体的に具体的なことを申し上げますと、まず耐震補強あるいは外壁改修、屋上防水こういった躯体の耐久性の向上、または屋内外設備機能の充実として、給排水管の敷設がえ、あるいは浴室、台所、洗面への給湯、そして電気設備の改善、トイレ改修こういうことをやっていかなければならないということであります。そして、福祉、高齢者対応としての段差改修、バリアフリー化ですね、こういうことを今具体的な部分できちんと検討といいますか、計画に盛り込んでいるところであります。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 人口減少対策としての住環境整備

高齢者住宅につきましては、住生活基本法、そしてまた高齢者の住居の安定化確保に関する法律、そういう中で重要課題として取り扱っているわけでありまして、市長の過去の答弁の中でもこの高齢者住宅につきましては今現在——今現在というのは質問の当時ですから平成 24 年ごろですね——公営住宅の高齢者の世帯、60 歳以上の世帯、また障がい者の世帯の入居が、全体の 24%にもなっているということを鑑みて、高齢者住宅というのは大きな問題であるから、住生活基本計画の中に入れていきたいというようなことをおっしゃいました。

そこで、議長の許可を得てお配りした資料をちょっと一旦見ていただきたいと思っておりますけれども、中ほどですが全国 65 歳以上世帯数とありますが、これは世帯人員、人数の間違いですのでちょっと訂正をいたします。書いてありますように詳細は説明いたしませんけれども、この平成に入ってから昭和 61 年から出ていますけれども、例えば 65 歳以上のみの世帯は 4 倍以上にもなっていますよね。そして、単身者は 4 倍ぐらいになっているのですけれども、

これからくる超高齢化社会の中ではこれはさらに多くなるというふうに思うわけです。私は今の市長の答弁を聞いた中では、公営住宅長寿命化計画の中では施設の改善、バリアフリー化とかそういうところが主なように聞こえます。けれども、私は増える高齢者のための住居確保という面にもやっぱり触れてもらいたいし、そこを考えればむしろ数的にも増やしていかなければならない方向だって出てくると思うのですけれども、そこら辺の考え方をちょっとお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 人口減少対策としての住環境整備

私がちょっと前段に触れなかったといえますか答弁の幅が不足しておりましたが、当然ですけれども将来人口、人口は減っていきますけれども高齢者は増えていくというふうなことでありますが、これを推計して、まず必要な住宅戸数を算出させていただきます。

その中で老朽化が著しくてこれはとても耐えられないというふうなものは、やはり用途廃止も含めて検討しなければなりません。廃止しただけで、では数が足りるのか。このこともきちんと検討した上で、足りなければやはり新しく建設も考えていかなければならない。そして、長寿命化等でできるものは、既存ストックを活用していくということになります。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 人口減少対策としての住環境整備

私は公営住宅だけにこだわっているわけではありませんし、先ほど市長の答弁の中に公営住宅というのも設備改善についても、建設についても財政負担が大きいという話がありました。私もそう考えていますので、高齢者に配慮した民間の賃貸住宅ですね、そういうものに助成をしたり、それを借り上げたりというふうな方法も考えながら、高齢者の住環境も整備していくというふうなことを考えていっていただきたいと思っておりますけれども、その考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 人口減少対策としての住環境整備

まさにそのとおりでありまして、既存ストックと申し上げますのは、市が持ち合わせている住宅だけということではなくて、民間部分も含めてその中で検討をさせていただければと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 人口減少対策としての住環境整備

高齢者世帯の除雪援助の話にちょっと移しますけれども、答弁を聞いていますと、以前に比べ大分改善されたように感じました。しかしながら、またちょっとこの資料をご覧くださいと思いますが、近隣の市町村の高齢者世帯等への除雪援助の状況を載せさせていただきました。おおむねここに書かれているのは、避難路の確保とか住宅保全のための除雪も含んでいますけれども、南魚沼市は先ほども言いましたように雪おろした後の住宅保全に限定しています。ここに書かれた他市の詳細はちょっとわかりませんが、雪おろしの部

分だけではないだろうということが、この文面から私は読み取れるわけであります。自然落下式等も含めて避難路の確保という観点、そしてまた住宅の周りの除雪援助は、この日本でも有数の豪雪地の当地において、ほかのところがこういうような状況であれば、当地だけ高齢者の、いや要援護者にはそこまではちょっと不用だろうというわけには、多分いかないだろうと思うので、市長がこの近隣の状況を見ながら考えているところがありましたら、ちょっとお答えいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 人口減少対策としての住環境整備

個々の部分については言及を避けますけれども、先ほど答弁の最後に申しあげましたように、細かな規定を受けて除雪援助は行っております。民生委員の皆さんとも連絡をとりながら、例えば対象世帯とならないような世帯についても対象を広げていこうとか、あるいは公道にかかる部分が云々とありますけれども、必要最低限の落下した雪の処理これも今、認めております。そうしていくということで、ここに書いてあるとおりは、非常に柔軟な対応に努めておりまして、これをこう見ますと、ほぼ他の市町と大きく変わることはないかなと。ただ、書いたものの部分については、非常に細かく規定してありますので、このとおりやっつけていけばなかなか厳しいだろうと、そこで弾力的な運用を心掛けているということでもあります。もし、またこういうことが誤解を招くようであれば、文言をつけ加えながら極力柔軟に対応して参る所存であります。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 人口減少対策としての住環境整備

私の読解力からすると、大分差があるなという感じがするのですが、市長が柔軟に対応するという事ですので、その言葉をちょっと期待しまして、対応がなかなかできていなかったらまた後日のこの質問にさせていただきたいと思います。

地盤沈下の関係に移ります。お話をお聞きしました。地盤沈下に関しましては、補助等制度的には、大分ここ一、二年の中で進んでいるように感じました。ただ、私が以前質問したときに調べた数値からすると、当然同じ場所ではないわけですが、昭和55年から平成22年までの最大沈下量の累計が1メートル27センチになった。あれから三、四年たっていますのでもう少し増えているのかもしれませんが、当時ステップ1で節水とか、ステップ2で消雪パイプの・・・とかで、40%水をあげる量を減らすのだという話でした。それもなかなか現実的にはうまくいかなかったわけですが、結果として目標とする年間2センチ以内の沈下には収まっているのかというところを、ちょっと確認をしたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 人口減少対策としての住環境整備

これはその時々条件によって大きく異なっておりまして、2センチを大きく下回るそういうときもありますし、また上回るときもある。やっぱり雪の状況でありまして、節水意識というのは非常に市民の皆さん方にも浸透しているというふうに思いますが、どうしてもや

はり多く雪が降りますと、それはそれとして水を出さなければ生活が確保できないという状況が発生しております。まあまあ気持ちとは裏腹にやはりスイッチを入れてしまうという部分があるようであります。

どうしても雪、雪の降る量。総枠40%ということは、コンサルの結果そこまでやれば何とか沈下量は2センチ以内に抑えられるだろうということでもありますけれども、これは相対的な話でございます。その時々状況、普通の雪の降り方であれば大体2センチ以内には収まっているという状況だというふうに認識しております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 人口減少対策としての住環境整備

当然、冬場の雪の降り方とかそういうものにもよるでしょうから、それは一概には言えないでしょうけれども、先ほど言いましたように制度的には大分整ってきたとは思いますが。けれども、根本的な対策はなかなか進まない。そこが一番問題だと思うのですが、なかなかこれはということがない中で、当然市もここに力を入れていると思うのです。機械除雪とか、流雪溝みたいな排雪場所の問題もありますけれども、やっぱり割り切ってしばらくはそこに力を入れて整備するんだというようなそういう方針を、私は出して具体的な、根本的な対応としてもらいたいです。その辺の考え方がありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 人口減少対策としての住環境整備

これは市も極力機械除雪ということを推奨しているといいますか、特にこういう市街化区域になっていない部分については、ある程度住民の皆さん方をお願いをしながらやっているわけであります。今の沈下区域の中、簡水は別にいたしましてほとんどその機械除雪で対応が可能というところがないわけです。寺裏——上町じゃなくて寺裏下水沿いの市道につきましても、拡幅をすればある程度、道路の機械除雪は可能になるかもわかりません。そういうことも含めてそういう政策を進めますが、ほとんどやはり水にかわる融雪装置がある程度きちんとしたものが発明——発明とまでいきませんか、対応できるような部分がないということになりますと、なかなかこの部分の解消が難しいわけであります。

一番問題ではないですけれども、今、沈下による被害というのが、個々の住宅とかそこに現実の現象としてはあらわれていないのですね。それから、下水も上水道管もこのことによって被害を受けたということはほとんどない。その辺が謎といえば謎ですよ。非常に大きな謎であります。これを解明するにはまだ至っていないということでもあります。

水道水の部分も使ったとしても限定的でありますし、かといって電気の熱で全部溶かすということも、これはもう現実的ではございません。やはり今言った流雪溝はこれからまだ進めてまいりますけれども、道路改良等が済んだところについては極力機械除雪。ただ、屋混みの中の機械除雪というのは非常に無理もありますので、まだ決定的なこれだという部分が見いだせずに今日まできているということでありまして、私も残念であります。反省する部分もあろうかと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 人口減少対策としての住環境整備

次のほうに力を入れている時間がなくなりましたので、もう1点、中心市街地のことだけちょっと触れたいと思います。中心市街地の活性化につきましては、ちょうどまたこの地盤沈下区域と重なっていて、非常にまた難しいという面があるわけです。先ほどの答弁だとよくわからなかったのですが、商店街の気運の高まりを待ちながらというような、それはもう7年も8年も前から言っていることでありましたよね、なかなかそれが動いていかないということです。要点だけ聞きますけれども、じゃあ総合計画にも、都市マスタープランにも、産業振興ビジョンにも言っている、中心市街地活性化基本計画を策定する考えはあるのかなのかということだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 人口減少対策としての住環境整備

策定をしないと申し上げませんし、策定すべきであろうと思っております。今までの経験から申し上げまして、その計画ばかりをつくっても、なかなか行政主導でつくった計画に市民の皆さん方が乗ってこないといいますかね。今、ようやく六日町駅前の皆さん方、特に若手の皆さん方がありますけれども、大胆な発想を持って何とか活性化していこうということを提言もいただいております。1つ今回の補正で議決をいただきました駅前通りの道路から市役所の駐車場のほうに、歩行だけの部分でありますけれども、あの土地を市で借り上げて機動性をちょっと高めようと。これはその道路——本来は車道としてできればいいんですけども、アーケード等の部分があってもちょっとできないですけれども、これが最終目的ではありませんで、そういう形で具体的なその姿を見せながら、市民の関係の皆さん方からも、もっともっと本気になって取り組んでもらおうということでもあります。

国土交通省北陸地方整備局の建政部長と担当の課長もおいでいただいたときに、その概要をお話して、そして該当する支援制度についても検討をしてくださいというお話までは進めてあります。

基本計画そのものが、つくる、つくらないということは、つくればいいのでしょうか。けれども、また計画倒れになりかねないという部分は非常にあります。ちょっと慎重に検討させていただきたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 人口減少対策としての住環境整備

地盤沈下地域ということで空洞化が進む。どうしようか困った、困ったということではなくて、むしろ私は中心市街地活性化基本計画にこだわっているわけではないですけれども、むしろ町なかへ人を誘導するような、町なかの居住促進施策を、この地域の中で展開をして進めていかなければならないと思います。それにはやっぱり中心市街地活性化基本計画にこだわらないですけれども、そういうものを中心として考えて実行していただくことを期待しまして、この質問を終わりたいと思います。

2 総合計画と連動した財政計画と財政規律ガイドラインの策定

ちょっと時間がなくなりましたので、次の2問目の総合計画と連動した財政計画と財政規律ガイドラインの策定というところに移りたいと思います。最初の具体的な質問でありますけれども、合併以後の10年間は合併特例期間でありました。合併特例債等を活用しながら新市建設計画に沿って、新市の運営に必要な施設整備を進めてきました。したがってちょっと語弊があるかもしれませんが、ある意味、財政運営はその有利な特例をどう使い切るかという部分が財政計画であったとも言えるというように、私はちょっと思うところもあるわけです。

しかし、これからの10年は、合併特例債活用の延長もありますから、合併特例の財政運営方式も残しつつ、間もなく来る今度はひとり立ちですよ、ひとり立ちに備える財政計画でなければならないというふうに思いますけれども、そこら辺の認識をまずお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 総合計画と連動した財政計画と財政規律ガイドラインの策定

今、議員がおっしゃることは当然そのとおりでありまして、特例期間は若干残りますけれどもそれはそれとして、いわゆる特例期間が終わった後が非常に重要になってまいります。今までは議員おっしゃるとおりこの特例債をどう使って、そしてどう建設を推進していくかということが中心であったわけですが、これからはその部分がある程度除くまではまだ至りませんけれども、そうでない部分も含めてきちんとした財政計画を策定していく、このことだと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 総合計画と連動した財政計画と財政規律ガイドラインの策定

では、またすみませんが別紙の資料をご覧いただきたいと思います。今言いましたように市が真の意味での独自に歩み出すこれからの10年ということで、財政運営は大変重要な時期ですけれども、別紙のように合併特例期間終了によりまして段階的に交付税が減ります。書いてありますように、平成25年は約98億円の地方交付税だったのですが、平成27年から――これは平成28年からかもしれません。ちょっと1年ずれて間違っただけかもしれませんが平成27年、28年から減り始めて、5年間で約15億円減るそうでありまして。ここに書いてあるとおりです。ですので、平成32年か33年には、83億円になるという試算をしているようでありまして、その後は一本算定になるようでありまして。

さらに、人口推計も書いておきましたけれども、人口減少によりまして国勢調査の人口が減れば、平成33年以降は83.1億円としておきましたけれども、それも減る要素があるということで、斜線でちょっと書かせていただきましたので、そういうことだということになります。

となりますと、持続可能な市政、将来も夢と希望があるいきいきと暮らせる南魚沼市を保つためには、これからの10年間、私はこの財政計画、財政運営というのは非常に大事なところ

ろだと思うのです。そのために、きちんと計画を立てて財政運営を市民に示しながら進めることが必要だと思いますけれども、その辺の市長の考え方を、お聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 総合計画と連動した財政計画と財政規律ガイドラインの策定

これも議員がおっしゃるとおりでありまして、我々もこの特例期間の延長前は平成 27 年で特例債が終了と、そして、その特例措置も終了と、そして、そこから交付税が減りますと。ですので、投資的経費をその当時ですから 20 億円一気に削減をしながらやっていくという計画を立てたわけではありますが、それは若干延長になった。そのために合併振興基金の積み立てもさせていただいて、ソフトランディングをしていかなければならない。その後は全く投資的な経費がゼロということで成り立つわけではありませんので、その辺をきちんとやる。

やはり大きな事業、それと当然ですけれども必要不可欠な事業、これは何とか合併特例債が適用できる範囲のうちに実施をしてしまいたいと、そういう思いで進んできましたし、平成 27 年が平成 32 年に伸びても、その思いは全く同じでありますので、議員のおっしゃるとおりであります。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 総合計画と連動した財政計画と財政規律ガイドラインの策定

財政計画の重要性のところは当然そうだと思います。だけれども、財政計画の位置づけについてもう 1 点だけちょっとお話しします。というように、これからの財政計画というのは、私は非常に重要だというふうに思っていて、資料にもちょっとこうさりげなく例示していたのです。私は総合計画と財政計画が一致する。そしてまた基本計画と前期の——これからまた質問しますけれども——財政規律のガイドラインみたいなのが一致するというのが、私は好ましいと思うのです。まず聞きたいのは、この財政計画ですね。すぐにでも変更 2 から新しい改訂版が出そうな雰囲気もあるんですが、私はそんなに慌てないで総合計画と合わせた財政計画をしたほうが、財政的裏づけも計画に入ってそのほうが望ましいと思うのですけれども、考え方をお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 総合計画と連動した財政計画と財政規律ガイドラインの策定

今、財政計画の見直しを急ピッチで進めておりますのは、これは先ほど触れましたように特例期間が延長になったこと等によるものが主な理由であります。総合計画と連動をしないということでは全くないわけではありますが、まずは今の見通しを出してみる。そして、総合計画、実施計画それは毎年ローリングしていくわけでありまして、その時々をやっばり今出した財政計画に総合計画も沿うような部分を、我々は模索していかなければならないと思っております。

総合計画が先にあって財政計画はその下だということになりますと、どうしても財政が追いつかないと、この部分が出ますので、ある程度、枠をはめた中での総合計画の策定ということも、これからはきちんと視野に入れていかなければならないと思っております。策定で

はなくて変更ですね。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 総合計画と連動した財政計画と財政規律ガイドラインの策定

では、財政計画の重要性のところでは、私の考え方も一致しましたので、次に私が一番これから重要だと思う財政規律ガイドラインのことにちょっと触れたいと思います。今、市長から、総合計画と財政計画は整合性を持たせるような形で進めたいというような答弁がありました。それには、財政規律ガイドラインというのが必要だというふうに私は思うのです。それで、合併間もなくのころ、財政健全化5か年計画というのを立てまして、財政の立て直しを行いました。その成果もありまして、今日の財政運営があるというふうに思うわけです。その後も財政の健全立て直しという意味ではなくて、健全財政維持という意味で、そういう計画的なことが必要じゃないかと多くの議員がしてみましたけれども、市長は財政規律は堅持するけれども、なかなか計画的には消極的でありました。

別紙をまたちょっと見てもらいたいのですけれども、先ほど言いましたように平成27年から平成32年で収入15億円交付金が減りますよね。で、市長が今、答弁しましたように、じゃあどうするんだというところで、投資的経費を20億円ぐらい減らすのだという話もしましたけれども、例えば私は今思いつく投資と建設、投資的経費の部分、それを考えても例えば現在進行中の病院問題、市民病院もありますし大和病院の問題もあります。そして橋梁、そして公営住宅の長寿命化の計画もあります。保育園の改築整備、小学校・中学校の統合、そしてスポーツ推進計画の中には総合体育館整備ということも出てきます。そして、ほかの会計や投資的経費以外のものも含めれば、水道ビジョンの推進と合わせて、そしてまた水道料金も下げなければならない。下水道の関係ですれば不明水でマンホールを全部かえるとすれば、何十億円もかかるというような試算も出ているわけでありまして。扶助費もかかる、子育て環境も充実させなければならないとなると、ちょっと考えただけで、これは財源的に大変だなと私はそう感じるわけでありまして。

そういうところを考えますと、私は健全財政を維持して、さらに将来、市民の要望にも応え得る財政構造をつくるには、市長そして職員、議会、市民が共有する財政規律指標ガイドラインそのもとに、みんなが理解、納得しながら行政運営を進めなければならないというふうに思うのですけれども、その財政規律ガイドラインの考え方について、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 総合計画と連動した財政計画と財政規律ガイドラインの策定

今、議員がおっしゃったように、ガイドライン等を設けておりますのは、経常比率、実施公債費比率で6市、将来負担比率で2市、財調基金の残高で2市というような県内状況でありまして、当然南魚沼市はここへは入っていないわけでありまして。

これはこれとして、この数値できちんと抑えるといいますか、ガイドラインをつくっておく。これはある意味いいことだろうとは思っておりますが、非常にこの数値がまだまだ増え

たり、下へ行ったり、いろいろの場面が想定されるわけでありまして、ここでガイドラインを設けて無理やりその枠の中に押し込めるということは、まだ私はちょっと早いと。我が市にとってはですね、もうちょっと早いというふうに感じております。

いつだったか申し上げましたが、今、実質公債費率が 16.9 まで下がっております。しかし、特例債の償還とかそういうこと——まあ、特例債の償還は関係ないわけですか、ほとんど交付税措置ですから——も含めたり、病院の関係の部分これらが実質的に病院の運営が始まって、さあ、どうなるか。このことも見極めませんと、実質公債費比率を 16% だとか 15% だとか設けても、これは全く絵に描いた餅にならざるを得ない。一時的にはまた 18% に迫る、あるいは若干超える時期が出るかもわからないというのが、予測をしているところであります。

そういうことがありますので、これだけ変動する要素が見えているのに、数字だけでぎちっと固めてしまうということになりますと、これはもう市民の皆さん方のご要望にお応えすることもできなくなるということですので、まだしばらくはこのガイドラインという部分については設けてはいかないと、私は考えております。

今の財政計画変更部分がきちんと出て、そして 10 年先ある程度見通せるような状況があつて、その中でいろいろな部分があるわけですから、例えば将来負担率がどうだとか、これについては設けられるだけでもこれまたちょっと無理だというような部分も出てくるかもわかりません。いずれにしても、今すぐにこの指標 1、2、3、4、5 ぐらいですか、これについてきちんとガイドラインを設けるということはまだ考えておりません。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 総合計画と連動した財政計画と財政規律ガイドラインの策定

ちょっと失礼な言い方になるのかもしれませんが、財政規律のガイドラインというのは、今市長があげた主な 6 だけではないですよ。先進地はもっと幅広く、もっと柔軟な形でのガイドラインをつくっています。その枠の中で考えていきましょうということです。今、市長がいみじくも言いました、また 10% を超えるかもしれない、だからガイドラインをつくるのですよ。超えるときは超えたで仕方がない。だけれども、自分たちはこういう意識で持っていくんだと、運営するんだと。たまたま 18% を超えても、本質的にはこうなんだというところがなければ私はいかんと思うのです、財政運営は。そして、そういう財政の規律のガイドラインをもとにしまして、そして単年度、単年度の予算編成をする。そして、財政規律を意識した執行をする。そしてまた決算においても総合計画の成果指標に向けての評価を加えて、それを次年度につないでいくと、そういう財政運営が、今市長が認めた今後 10 年間の大変な財政状況の中では、私は必要だと思うのですけれども、最後にこの辺の市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 総合計画と連動した財政計画と財政規律ガイドラインの策定

議員がおっしゃるようにガイドラインではなくて、ある程度目標だという程度であれば、これは幾らでも設けられます。しかし、数値を出して、この年はこういう理屈があったから

だめだったんだ、来年はまたこうなんだということになると、では数値というのは何のために示すか、というやはり信頼性の問題になってきます。ある程度きちんとした責任を持った数値を出せるというのは、もう少しやはり考えさせて環境整備をさせていただかないと非常に無理があるということを申し上げたところであります。

もちろん、それだから青天井だなんていうことは全くあるわけでもありませんし、それから厳しい、厳しいという話をずっと、皆さんもそうでしょうし私もそう思っておりますが、先がそんなに、お先真っ暗でもう大変な状況だなんてことはあり得ませんので、その辺も少しはポジティブにお考えいただいて、大丈夫でありますから、その点はひとつご理解いただきたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 総合計画と連動した財政計画と財政規律ガイドラインの策定

時間がないのでやめにします。あと1時間ぐらい時間をいただければ続けたいのですけれどもだめですのでやめにしますが、私は前向きに考えているからこそ、こういうことを言っているのですよね。そこら辺はちょっと今後また、今は無理だということですので状況が変わったら、再度この問題についてはこの議場の中での一般質問の中へ出したいと思えます。これにて質問を終わります。

○議 長 質問順位16番、議席番号8番・山田 勝君。

○山田 勝君 傍聴の皆様、大変ありがとうございます。それでは発言を許されましたので、一般質問をさせていただきたいと思えます。

医療によるまちづくりについて

大きな項目1点だけあります。医療によるまちづくりについてと。前回6月の一般質問のとき、ある市民の方から余りカタカナを使うなよということで、医療によりまちづくりメディカルタウン構想ということになりますけれども、このほうがわかりやすいかなと思ひまして漢字と平仮名にさせていただきました。

先日、大崎地区にボタ山という低い山があるのですね、三百五、六メートル程度の、そこに登ってきました。300メートルぐらいではあるのですけれども、独立の山なもので非常に見通しがいい山です。皆さんもぜひ機会があったら上がっていただければと思ひます。そして、西側を向いて右下のほうを振り返ると、大和の東地区と。そしてずっとおっかけていきますと小出、堀之内地区、それから浦佐の町並み、それから浦佐スキー場それから藪神地区、左のほうへ行きますと五日町スキー場、六日町そして湯沢の山々と、で、さらに左へ行きますと六万騎の山が見えるという、非常に眺望のいい山に上がってきました。

ずっと見ますと盆地の中央に魚野川が流れております。そしてすぐ左に291の道路、西側を向きますと新幹線、在来線、17号線とそういったインフラがここにずっと見えます。そして、浦佐の町並みのほうを見ますと、八色の森公園、それから、ワイナリーのその付近に基幹病院と看護師住宅の建設がはっきりと見えます。そして全般に田んぼが広がっておりまして、非常に日を浴びて光っているようにも見えました。非常に眺めがよかったと今でも思っ

ております。

きのうの一般質問の中の災害の場面で、自然は生きているという発言がありました。私は町も生きていると思っております。当然、町というのは人為的なものですから、人の手によってヨウヘンを遂げて現在に至っております。

ずっと振り返りますと、昭和30年代の土地改良から大幅にいろいろな手が加わってきました。17号線の開通それから新幹線——我々藪神地区というのは新幹線の高架が雪対策ということで、どこよりも早く高架ができました。その後、新幹線の開通に合わせて浦佐の大きな駅ができました。圃場の整備やそういった幹線、それと近年では高速道路それからバイパスということで、圃場を分断するような大きな道がつくられております。住宅については所帯数が増えているように造成され、住宅が増えております。このように非常に町は変わってきています。生きていると思います。そして、その時々々の為政者が最善であろうというまちづくりを進めてきた結果が現在の町であろうと思っております。

次に社会環境の変化といいますか、人の変化についてちょっと考えてみますと、ずっと10年先は非常に高齢化、高齢化という話が出ております。確かに10年先を考えてみますと、50歳を超える人の数のほうが50歳以下の数よりも多くなります。地球上で生命が始まって以来、この生殖適齢期を過ぎた種族、生物が5割を超えるということは、多分今までになかったのではないかと思います。何を言いたいか、やはり高齢化ということであります。これは非常に生物的にも驚くべきことだと私は思っております。

少し振り返りますれば、平均寿命が50歳を超えたのは1947年ですね。それまでは織田信長いわく、人生50年という考え方が、ずっとずっと続けられてきました。それがあつという間のあいだに男性80歳、女性は86歳にまで今なっているところであります。

そういう社会をみますと、社会全体として医療のあり方としましては、この高齢者の比重が増えることによりまして、従来医療というものは病気を治すものと捉えられてきたものが、これからは福祉も含め終末期まで支えるということが、医療のあり方になっていくのではないのでしょうか。

そして、ご存じのように日本の高齢化の進展につきましては、世界のトップであります。つまり、この高齢化社会に向けてのまちづくりというのは、世界が注目するまちづくりということであると思います。医療を核とした福祉を充実し、病気を治し、かつ高齢者を支えるまちづくりでなければ、これからのまちづくりはいけないと思います。逆に言いますと医療と福祉を軸としないまちづくりはあり得ないのではないかと、そんなことも言えると思います。

南魚沼市は、健康の維持増進、雇用の場の拡大、食の集積地としての農の振興、学園都市の推進、インフラの整備など多くの期待を持って基幹病院の開院を契機とする、南魚沼市メディカルタウン構想というものが進められています。従来、大和地区の特色として農業と医療、福祉、学園都市の位置づけをいただいております。この地域が新たなまちづくりの将来ビジョンとして大きく変容を今遂げようとしているところであります。先日の17番議員に

よりもすプラチナタウン構想、これの市長答弁でそのメディカルタウン構想の一端が大きく前進するなという期待感を持ちました。また、大変なチャンスであろうと思います。

さて、このメディカルタウン構想には、計画の実行に段階があります。第1期として平成27年までの間に、今やられている医療再編、そしてそのスタッフの確保こういったものが行われています。あわせまして医療スタッフや定住者の受け入れ態勢を整える仕事がなされており、住環境整備ということは、何よりもそのスタッフにとっては大切なことだと思っています。

2期以降になりますと、産業そして雇用、市民の健康増進、学園都市を推進するというふうに計画されているようです。こういった計画が進む中でありますが、現在におけるその進捗状況について次の何点か伺いたいと思います。

区域分けのことであります。医療ゾーン、住居のゾーン、学のゾーンなど、土地利用計画の用途変更、農振地域のその除外の状況等。

2つ目としまして、土地利用の効率化のため、それぞれの集積地を決めまして、企業誘致そして民間の投資を呼び込む、そういった状況について。

3番目でありますが、大学誘致を目指すなど学園都市機能の推進状況についてはいかがでしょう。

4番目でありますが、安全でおいしい食の集積地を推進するため、フードバレー、——カタカナになってしまってますみません——フードバレーとしての農業振興について。

5つ目でありますが、高度医療と高齢者を支え雇を生み出す医療関係の産業、これを中心とした産・官・学連携による新産業創出について伺いたいと思います。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 山田 勝君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 医療によるまちづくりについて

山田議員の質問にお答え申し上げます。ボタ山に登って市内を俯瞰してきたということがあります。この俯瞰するという事は非常に大切なことだと思っております、やはり平面的にもものを見てもなかなかいい知恵もアイデアも浮かばないということでありました。安倍総理が俯瞰外交とかと言っておりますけれども、これは別にいたしまして。やはり地球儀とまでは言いませんけれども、地域を上から眺める、これは非常にいいことだと思っております。いずれ機会があったら登らせていただきます。しかし、坂戸山も非常にいいわけでありまして、ここに上がりますと、あそこで都市計画が策定できるというふうに言われておりますので、それらも宣伝をしておきたいと思っております。

それでは、医療によるまちづくりの中の具体的な部分について、土地利用計画の用途変更とおっしゃるのは今お聞きをしましたら、土地計画上の用途地域ということではなくて、メディカルタウン構想の中で示した住とか学とか、そういう部分の変更というふうに捉えてよろしいわけでしょうか……（「はい」と叫ぶ者あり）

それでは答弁申し上げますけれども、メディカルタウンとかと余り言うなということにな

りますと、医療・福祉・保健によるまちづくり計画・構想、これが立ち上がって以来、地元関係者を含めて、多くの時間をかけて構想の実現に向けて協議を進めてきたところでありませ

す。当初、基幹病院周辺一帯を都市計画の用途地域に指定して、医療中心としたまちづくりということを検討しましたが、この周辺農地につきましては、土地改良事業の整備あるいは補助金事業による整備とこういうことで一級の優良農地であります。平成21年の農地法改正に伴い、優良農地の確保のための法律がより厳格化をいたしまして、直近の具体的な開発計画がないと農振除外及び農地転用ができないというふうになりました。

その中で県と再三協議をしてみましたが、農振除外ができないと都市計画のほうによる用途地域が当然できないことでありますので、これは用途地域に編入するというふうにはもう考えないということにしました。

しかし、このメディカルタウン構想そのものは実現をしなければなりませんので、開発可能な土地を確保する必要は当然あるわけでありませす。その後、県との協議の中で、現在は良好な営農条件を備えている農地であることから、農地法上、「原則、農地転用が不許可である第1種農地」ここはそういうふうになっております。この「農地転用は許可することができる第3種農地」への条件整備を進めていくということで、方向転換をしたわけでありませす。

この「第3種農地」の要件の1つでもあります「500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設等」これは既に存在してあります。もう1つの要件でありますインフラ整備を進めることによって、第3種農地に格下げする条件が整うわけでありませす。そこで、今年度の予算でも議決をいただきました、全庁を挙げて、上下水道の整備と市道改良に今取り組んでいるところでありませす。

次回改定いたします都市計画マスタープランにつきましても、基幹病院周辺に医療を中心としたまちづくり構想と位置づけまして、農地法関連の手続がよりスムーズに進むように努めてまいると思っております。

それから、企業誘致と民間の投資状況であります。この今メディカルタウン構想部分の中で、実際に具体的にお話をいただいております、開発の手続が進んでおりますのが2社あります。この2社が正式に会社の意思決定をして、それぞれ手続的な部分等について進行中でありませす、いつ農地所有の土地所有の関係者の皆さん方からもほぼ同意的なものはいただいたというふうになっております。

こういう中で今、現実にはっきりとしたのが、これは誘致部分であります2社ありますが、ちょっと外れておりますけれども、市内の食品関連企業が今建設を進めておりますのが1つと、さらにもう1つ別会社を興しまして、その会社による開発計画も、先般意思表示をいただきまして、また県あるいは市との協議を進めているところでありませす。

そんな状況の中で、今後はこれは大体食品関係とか、日用雑貨を売るとかそういう部分もありますので、一番念願としております高度技術を生かした何と申しますか、医療、福祉、保健の関連の会社とか、あるいは開発担当部分とか、そういう部分を何とか誘致をしてこら

ればと思っているところでありまして、この農振除外というこれをなるべくスムーズに進めなければなりません。今のところは先ほど触れましたように、実際に出るその計画がきちんとあって、それを提示してようやく進んでいくということですが、これらについてまた県のほうともそれぞれ協議を進めながら、なるべくスムーズに立地できるような条件を整えてまいりたいと思っております。

学園都市機能の進捗状況であります。これは今までの整備状況として国際大学と北里保健衛生専門学院あるいは国際情報高校というものがありません。たびたび申し上げておりますように、今、明治大学の傘下といいますか資本にはなりました国際大学でありますので、でき得れば明治大学の学部の誘致に向けて、今いろいろお願いをしたり話を進めているところであります。簡単に実現できると思っておりますけれども、一番我々が望むのは、やはりもしおいでいただくとすれば、農学部ですね。地域の特性を生かして、しかもブランド名を生かしての農学部の誘致。これらについて国際大学のほうに常駐していただいている方には、そういう具体的などころまでお話はしてありますけれども、明治大学本部のほうにまだそこまでのお話はしておりません。たびたび国際大学の理事会評議員会が明治大学で開催されます。そのときは日高理事長さんも常においででありますので、またそれらの機会を捉えながら、何とかこのことを推進していければと思っているところでもあります。

フードバレーのことでありますけれども、これはやはり先ほど触れました地元の企業の2つの投資は、フードバレーとまでは言いませんけれどもフード関係でありまして、やはり我が地域の一番の産業といいますか、基幹産業であります部分を産業化するという、企業化するという部分。フードバレーというふうには呼ばないのか、シリコンバレーというのがありますが、そういう部分の中でこのフードバレー構想、この農振ということにつきましては、非常にメディカルタウン構想とこう連携ができる方向ではないかと思っております。

ただ、具体的に今その部分が進んでいる、あるいは姿が見えているということではありませんが、JA魚沼みなみが直売所を今年建設するわけでありまして、そうなりますと新たに展開される食に関係する事業所、あるいは施設——今ありますのがアグリコア、八色しいたけ、津山商店、信越食糧これは先ほど触れたところであり、こういう相乗効果も出てくるものだろうと思っております。具体的にフードバレー的な構想を、今策定したところではございませんので、また議員のご提案も受けながらこの部分もきちんと考えていかなければならないと思っております。

産、官、学連携により新産業創出であります。これは先ほど議員も触れていただきましたが、非常にインフラの整った立地条件が恵まれているという我々の地域であります。それから情報化社会の中でも光ファイバーの設置、これの敷設ももう年度内に全部、今年末には市内全域で利用可能になるというふうに整備も進めております。こういう中で情報通信技術を利用した事業が当市内でも展開できる。

そしてホワイトデータセンター、これは今候補地をあげて調査も全て終わりました、結果を待っている状況でありますけれども、まあどうなりますか。こういうこともありまして、

基盤の整備に加えて、今、健康ビジネス連邦構想とこれはもう立ち上がって5年ぐらいになるわけですが、それをもとにしまして魚沼地域での健康ビジネス魚沼会議が開催されているところでありまして、この会議を通じまして、市としての健康ビジネスにつながる活動を推進してまいっております。

先般9月1日に市内全小中高生に給食として食べていただいた防災食、これは南魚沼市内の業者が製造したアルファ米といいますか、お水を入れればそれで食べられるというやつでありますけれども、こういうことも大きな1つの産業化が期待できる場所でもあります。防災食としての味の良さも含めて、それから保存期間が5年でありまして非常に長い。こういう部分も含めて、県とともにこの防災食としても全国にやはりアピールしていかなければならないと思っております。

そういうことも含めて産、官、学。産はそういうことでありまして、学がこれが長岡技術科学大学とかそういう皆さん方とも提携しておりますし、当然、北里あるいは国際大学——国際大学ともそれぞれの事業を連携しながら進めております。この健康ビジネス会議から派生して現実に方向性が見えてきたという部分が、昨日中沢議員からご質問のありましたプラチナタウン構想であります。日本で有数のシンクタンクであります三菱総研がこのことについて非常に提唱もしたり、推進もしたりということでもありますので、それらは学と申し上げても過言ではない部分でありますので、こういうこの産、官、学連携このことは、もっともっと可能性も広がると思っておりますので、力を入れながら進めてまいりたいと思っております。具体的にこういうことがある、ああいうことがあるというのは、ここに列記してございますけれども、今ここでは申し上げませんが、そんなことでひとつご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 医療によるまちづくりについて

それでは何点か質問させていただきます。もとを振り返りますと、基幹病院が現在の場所に決定になったそのもと、これはやはり保健、医療、福祉を連携して充実をしたということで、知事が関心を持っていただいたということがもとであるというような話も伺いました。そして、新市民病院、六日町に建設中のその中でも、市長はそういう方式を市内全域に広めたいんだという意向も伺いました。

そういうところからみまして、これからメディカルタウン構想というものを推進するに当たって、医療によるまちづくりというのは、外からみても、それから市民からみても、やっぱり魅力的なまちづくりということが必要なんだろうなと思います。そこで、市長の根本とする魅力ある医療の町というのは、どのような感覚で捉えられていますか。まず最初に伺いたしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 医療によるまちづくりについて

これも一言で申し上げますと、基幹病院を軸として医療がこの地域で完結できる、この体

制づくりだと思っております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 医療によるまちづくりについて

確かにそうですね。やっぱり最後まで切れ目のない、きちんとしたサービスが受けられるということが、これが医療の町であろうと、魅力ある町であろうと私も思っております。ただ、この構想実現のために、いかにその将来構想ビジョンを持って、さらに遅れることなく、そしていろいろな外部に対して必要事項、情報なり場所なりそういったものを提供できるかということが、そういったものの発信することそのものが、非常に大切だなと私も思っております。

100年に一度というそのビッグチャンスに対して、やはりそれには行政の体制、進めるといふ姿勢が非常に大切だなと思っております。地域医療の再編につきまして、医療対策室とかは非常に繁忙を極めて大変な状況も伺っております。そういった中で、この将来ビジョン実現のための執行部として、現在どのような体制でそれに向かわれているのか。そういった体制がありましたら、説明をいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 医療によるまちづくりについて

基幹病院の開院に向けての医療体制の再編も含めた庁内の組織体制でありますけれども、これは今議員がおっしゃっていただいたように医療対策室を新たに設置をしまして、大和病院の中に病院開設準備室を設けました。新たに設けたセクションはその2つでありますけれども、当然、福祉保健部そして大和病院事務これらも一丸となってこれに取り組んでいるところであります。あとは当然ですけれども企画政策がこの中にも加わっているということで、新たに設けた部署はその2つであります。現体制の中で繁忙はきわめますけれども、十分乗り切っていけるものだというふうに考えております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 医療によるまちづくりについて

確かに、本当に医療対策室、それから大和病院のスタッフの皆さん、福祉保健部も含めて非常に医療の部分の再編にもう没頭の状況じゃないかなと思っております。このビジョン構想の実現のためには、企画政策のところ任せただけでいいのだろうか。本当にこの構想は、先ほど言いましたように、遅れることなく、そして外部にきちんと発信できて、誘致ができてと、情報提供ができてと、そういうことを進めるには、ぜひ専門スタッフの体制をとるべきではないかと思っておりますが、市長もう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 医療によるまちづくりについて

先ほどもちょっと触れて、この部が、この部がというところまで触れませんでした。メディカルタウン構想の用地の確保ですね、これについて農転可能なような土地にしていくという部分についても、当然ですけれども建設部あるいは企業部ですね、上下水道課、都市計

画課こういう皆さん方が、全てチームを組んで一緒になってやっているということでありま
す。今、議員がおっしゃったように、それではまた全てを統括するような部署を1つという
ことだと思いますけれども、その統括は当然、副市長が担ってやっていくということだと思
っておりますので、その部門を新たになんか名前をつけて設置するという事は、今のところ
は考えてはおらない状況であります。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 医療によるまちづくりについて

私が思っているメディカルタウン構想の、その資料については平成24年のものですね。そ
の後ちょっと資料を見られていないので、その後出ているようであればいいですけれども、
やはりきちんと遅れることなくという先ほどの内容を実現するためには、今の分散体制では
ちょっとおぼつかないのではないかなというのが、外から見た私の感想です。実際の、真剣
に取り組んでこういったまちづくりをするんだ、先ほど市長が言われた俯瞰して、ここは、
ここはという、こういう町にしていくんだというそれをするための、それこそ100年の計に
当たると思います。やはり、これは専門部署を組むべきではないのかなという思いがありま
すが、それについてはまあ今市長はないということなので、今後何かあって考えることがあ
りましたら、それもぜひ考えていただきたいと思います。

それで、そういったまちづくりの方向について、地元天王町区とはどのような話し合いが
最近なされていますか。

○議 長 市長。

○市 長 医療によるまちづくりについて

先ほどの部門にまたつけ加えさせていただきますが、大和センター長、それから商工観光
この部門もこの中に当然ですけれども加わって、総合力を発揮しているというところであり
ます。

天王町の皆さん方との具体的な部分については、そのほうを担当しております企画政策課
長に答弁させます。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 医療によるまちづくりについて

天王町の地域の皆さんには、ことしに入りましてから説明会を開かせていただいております。
具体的には先ほどもお話がありましたが、商業施設の進出計画がございますので、それ
に先立ちまして当初説明しました構想のおさらいの部分と、今市がやっております農振を除
外するため、第3種農地に格下げするための事業についての説明を、1回目したところです。
2回目につきましては、直接もう地権者の皆さんにお集まりいただきまして、事業者の皆さ
んと顔合わせというような形で情報交換などをさせていただいているところでございます。
以上です。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 医療によるまちづくりについて

先ほど副市長筆頭にということで、ちょっと確認をさせていただきますが、今度、区画やエリア分けとかそういった土地利用についてのものが決まって、ぜひここを使ってくださいというような、民間に開放する場面がこれから出てくるかと思うのですが、一元的にやはり副市長のほうで開発指導とか道しるべをやっていくものでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 医療によるまちづくりについて

統括的には副市長であります。例えば今までもこの今の2社につきましては、前大和センター長そして今のセンター長が、中間にどうか相談を受けながら進めてきたところがあります。それほどこの部署であっても構いませんけれども、結果としてこうしよう、ああしようという部分については統括は副市長がしておりますので、もし、お話があれば、副市長のところにおいでいただくということも結構ですし、大和センターでも、企画政策でも、商工観光でもこれほどでも結構であります。全て連動して動かさせていただきますのでよろしくをお願いします。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 医療によるまちづくりについて

それでは1番目と2番目は大体そのような内容で理解しました。ぜひ、そういったことで企業誘致を含めて進めていただきたいと思います。

3番目ですけれども、現在国際大学、北里、情報高校それと明大というようなことで進めているということで、ぜひ、そのように進めてほしいのですが、なるべく早い段階で、定住者、定住家族それから医師の皆さんの家族、そういったことには大学がどうしても必要だと思えます。そして、都会に出られているこの地元の若い人たちのためにも、ぜひとも大学誘致を早急に進めていただきたいと思います。そういうことで3番についても終わらせていただきます。

4番目フードバレーということですが、今、伺いますと、ほぼ民主導という農協さんとかそういったところに依存しているというふうに伺いました。絶対においしいもの、それから、この南魚沼ならではのもの、そして、季節がはっきりしているもの、そういったものを、今ここに定住された、そして医師の家族の方とかそういった方々が、友達なり都会のほうに自慢できるような食材、まして贈ってやりたくなるようなそういった食材の開発とか、それを目指していただきたいと思います。

それについては、やはり行政からの助言とか、こういう場面があるよとか、そういったことの支援が必要な気がするわけです。民に頼るだけではなく、行政としても力を発揮していただきたいと思います。市長の考えを伺いたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 医療によるまちづくりについて

先ほどちょっと失礼いたしました。具体的に申し上げたのは全て民でありますし、市が今、具体的に何をフードバレー構想に基づいて建設していこうとかということは、全く持ち合わせていることではないわけであり。よく言われます6次産業化に向けての推進指導、

そして奨励、これは当然市が主導的な立場でやっていくわけでありまして、どうしても数値的にこういう部分があつておいしいとか、健康にいいとか、これはやはり例えば北里保健衛生専門学院の方々からきちんと分析をしてもらうとか、あるいは医療法上の問題が出るようなことであれば、基幹病院の先生方と連携をしていくとか、こういうことも考えなければならぬわけでありまして。それらについては当然行政が中に立って、そういうことの製品の開発も含めて進めていこうと。

そして医療機器——これはフードバレーではありませんけれども、医療機器とか健康器具とかの開発についても、当然、基幹病院の先生方からの提案そして指導、検証こういうことが必ず必要になってくるわけですので、そういうところと連携をした医療、福祉保健関連の企業もできれば呼び込みたいというのが、今の考え方でありまして。「フードバレー」というふうにまだ名前はつけておりませんが、食品といいますか健康関連産業、この中にこれを全部位置づけまして、一緒になってやっていければと思っております。当然、先ほど触れました行政が後ろで見ているだけではなくて、中心的な役割を果たしながら推進をしていこうと思っております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 医療によるまちづくりについて

ぜひ、そうやって積極的に進めていただいて、ほかから来る方々はいろいろなもののおいしいと言ってくれていますので、行政でもその発信なりいろいろな検証そういうものを進めていただきたいと思っております。

5番目に入らせていただきます。産、官、学連携による新産業創出について。先ほど、これを進めるための特別な組織はないということでお伺いしました。ただ、そういう大学関係そして経済団体や企業さん、そして地域社会、地域企業そういうものとの連携を進めるには、やっぱり連携拠点が必要ではないかと思っております。そして、これだけの大規模な開発をするについては、間違いない方向性を生むためにも、部門だけではなく連携拠点施設もどこかに設けるべきではないかと思っております。そこに行けば何でも用が足りるという、地元の技術の紹介や大学の研究内容とか、企業との橋渡し、土地やそれから融資などの資金関係の紹介、税制あらゆるもの、業を興そうとする企業活動への相談となる窓口、これがきちんと必要ではないか、それを早く整備すべきではないかと。土地利用はおおよそこういうエリア分けができたとするのであれば、いずれここに企業にぜひ来てくださいと、相談に乗れるところが必要だと思います。その設置について検討をいただければと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 医療によるまちづくりについて

このことにつきましては、今まで企画政策課がその窓口といいますか、ここに来れば大体のことはわかるし、指導もできるというふうにしてきたわけでありまして。プラチナタウン構想の実現に向けても、いよいよ具体的に10月のうちにはちょっと動きが出ますし、来年27年度予算獲得のための書類作成これらも、来年になりますとですよ、年度ではありません、早

急に進めなければならない。そして、この補助、これは自治体が補助申請団体になるということでもあります。そしてあと協議会をつくる。そして、28年度の事業実施に向けて補助事業を活用しながらやっていくという流れになるわけでもあります。

そうなりますと、今議員がおっしゃったようにメディカルタウンのこともある。メディカルタウンの一部としても位置づけてもいいわけですが、相当広範な部分での識見が必要でありますし、当然おいでいただいた方にそれを知らしめる指導をするということになりますと、なかなか大変な能力を持たなければでき得ないということでもあります。

施設となれば、例えば地域的には今、大和のほうが中心的な部分が出ておりますので、大和庁舎を利用ということは可能であります。人材について今私はそこまでまだ考えておりませんでした。議員がおっしゃるようなそういうことも必要なのかなという概念を持ったところでもありますので、これから部内で少し協議をしながら可能性を検討してみたいと思っております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 医療によるまちづくりについて

ぜひ、本当に30年の計、100年の計でありますので、齟齬のないきちんとした対応ができる体制をぜひつくっていただきたいなと思っております。

最後になりましたが、実はお話ししていなかったわけですが、こういう形でこれだけのまちづくりをここに進めていく、ましてインフラ的にも非常に整備されていく。そこで、医、学、食とか遊とかそういうゾーン分けがされているわけですが、通告にはありません。もし、意見があったら伺いたいところですが、30年先の町として、まだ当面は田んぼのままでいいと思うのですけれども、ここには公共施設をある程度のものでつくれるんだよというエリア確保、そういった構想について市長、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 医療によるまちづくりについて

これはぜひともやりたいことですが、先ほど冒頭に触れましたように農地法の改正で、非常にその規制が厳しくなっておりまして、具体的に進出する企業がもうあると。その上で我々がインフラ的な整備をして、そしてやっと第3種農地に格下げになりますので、この農振地域の中で将来的にここの部分はということは、それは市で勝手に色分けしておくのは結構ですけれども、いわゆる規制がそのために外れるとか、外れることが容易になるということが全然できません。市の構想の中で、今は大和の基幹病院周辺ということになっておりますけれども、これは当然全市に広げなければならないわけでもあります。大和だけの問題ではありませんので、プラチナタウンであってもどこにつくったっていいわけです。それから、健康関連産業だって市内のどこに位置してもらってもいいわけですので、その辺は市としての構想としてはつくっていかねばなりませんけれども、規制が全部それで取っ払われるかといいますと簡単ではありません。市の構想として、ということで受け止めさせていただきたいと思っております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 医療によるまちづくりについて

そういうことで、やはりせっかくこうやって地域づくり、まちづくりをプランニングしていく中では、30年先を見越した土地利用、まちづくりというのを、ぜひ、やっていただきたい。そう要望しまして質問を終わります。

○議 長 議席番号26番・若井達男君から議場での資料及び現物の回覧の願いがありましたので、これを許可しましたので報告いたします。

配付のため暫時休憩いたします。

[午後2時33分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後2時36分]

○議 長 質問順位17番、議席番号26番・若井達男君。

○若井達男君 順番が回ってきましたので、一般質問を通告に従い行います。

農業問題を問う

今ほど現物をお渡しして、それぞれ皆さんが目覚めたことだというふうに思っているところでございます。言葉は「サンプル」という言葉もありますけれど、我々の時代は「標本」とこれを言ってきました。この標本また写真等をひとつ使わせていただいた中で、この農業問題を問う、これを質問いたします。4

番議員からもきのう農業問題にかかった中で、今議会については5人の議員が農業問題を取り上げているという説明のほうもいただいております。その中で台風11号につきましては、そのうち私を含めて3名がこの台風11号の被害について質問をしております。そんなことで、私も3点ほどここに掲げてありますが、台風11号による当市の稲作への被害状況と対応はいかがかということやっております。また、私が台風11号の被害云々という中を進めてきましたら、ちょうどまたことしの3月1日に法律化されておりました農地中間管理事業ということにもぶち当たりました。そしてまた、これをやってきましたら、中山間地直接支払事業が、ことしで1期5年の3期目の最後を迎えてきている、これらも関係してくる。中間管理事業の現状と今後ということとあわせて、中山間地直接支払事業の取り組みについてということで通告をしておきました。

それで、今、皆さんの手元に写真と標本が出たわけですが、やはり我が国のもとは稲作。農は国のもと、国は下、水穂の国からという言葉がありますように、水穂というともあこれは水穂の実る国ですので弥生時代そのころからが水穂の国だというふうに、私は自分で自覚しております。

そしてそれから今日に至るまで、それぞれの気候変動等の中、大きな災害に見舞われてきてはありましたが、この台風11号はまさにそれこそ経験すらしたことのない大変な地球温暖化の異常気象で発生している、そういった災害だと私は捉えております。昔から農業に携わってきた者はいいにつけ、悪いにつけ、開闢以来の大豊作だ、開闢以来の大凶作だと、そう

という言葉私も使ってきておりましたし、親からもならってきておりますが、まさに開闢以来の大被害だというふうにもまたこれを捉えております。

そうした中、この台風 11 号は 8 月 10 日でごございました。特に 8 月 10 日の午後 4 時から 5 時のころ、一番風も強く、また気温が上がった。その結果がこの白穂がまず出たと、8 月 10 日、白穂が発生した。そして皆さんのところに出ている写真は、翌日の午前中に撮った白穂の写真です。そして、この白穂だけで済んだかと思ったら、どうしてどうしてよく稲姿を調べてみたときには、この真ん中に標本と一緒に写真がありますが、稲の籾の状況が厳しく変化している。カツヘンという言葉を使っております。専門用語かどうかはわかりません。このカツという言葉そのものもちょっと調べてみたら借語だと、借りてきた言葉だと。これは私が借りてきたのではなくて、そういう言葉が載っております。どんな色かという、濃い紺色、深い藍色これらを含めて褐という褐色（かちいろ）というようにも表現しておりますが、そういうもみが発生した。白穂も大変ですけれども、この変色米はなかなか扱いにくい。共済をとったからといってどのように対応していけばいいか、大変な状況が発生しました。そして、そのために一番病気害虫にかからない健全な稲姿というのが、左側にありますこういう稲なんだということで、標本と写真も載せてあります。

これらの対応については今までに、先ほど申し上げましたように、市長のほうからも答弁はいただいております。いただいておりますが、農業共済でどこまで補填できるか。それをさておいて私が一番心配しているのは、このカツヘン米の扱いということです。だったらそんなことは色彩選別機を使えばいいじゃないか。確かにそういうのです。最終的には色彩選別機になるのです。しかし、そこに行くまでの過程が大変重要になっている。問題なのです。

市長のところにもこれがいっていると思いますけれど、皆さんのところへはちょっと若井商店はなかなか経済的に苦しくて配付ができませんが。こういうことでこのカツヘン米を調整したやつ、むいたやつです。このむいた中に変色米については、色彩選別機で対応できると。しかし、米の玄米の色は何色ですか。米色じゃないのです。あめ色なのです。米の玄米の色はあめ色というふうに表示されているのです。そうすると、このあめ色というものは、透明に近いあめ色から茶色に近いあめ色があるのです。そしてもみの状態ではまさにこの写真のとおり大きく変色している。それを調整したときにどういう形で変色米があらわれてくるか。そのあらわれた変色米をどうして色彩選別機で色彩をしようか、できようかと。これにはここまででなくてはならないというルールがないのです、決まりが。

カメムシが針を刺して乳熟期の乳を吸った。未熟米が出て青い米があったと。そういうものはこの選別機で安易に選別できるのです。ところが、今ほど申しましたように、このあめ色の米をどこに基準点を置いて、これが災害米なんだ、被害米なんだということになるか。そんなことで、本当にこれは私は心配しているところでございますが、いかんせんこの台風 11 号の被害について、市長としてどのような所見をお持ちか、また対応を今一度ひとつ聞かせていただくとところでございます。

そして、この被害米が発生したときに、まさに無残な地域があるんです。それで、今回の台風 10 号で被害にあったところは、おおむね大きく分けると魚野川右岸東部です。昭和 40 年代の初め、魚野川東部国営パイロット事業として第 1 次構造改善事業をやった南のほうは、旧塩沢の中之島そして最後は旧大和の東、そこの東部の右岸側が被害にあっているのです。そして、その中で特に被害の多いところが地域的には、五十沢地域、城内地域、大崎東地域です。

そういうところでこの後入りますけれど、農地中間管理機構というのがあるわけですが、そこに至るまでのところに一番せつないのは、認定農業者が農地を賃借料を払って借りている。その人たちが今、私たちのところはおおよそ平均 1.5 俵なのですね。現金の人もいますけれども、現金の人はわずかです。1.5 俵のもので地主さん、借地人のほうにお支払いしている。この銭はどこから払うのですか。自分のうちの食う米ですらとれない農家の人も出てきているのです。その上に小作料、地代賃料ということで 1.5 俵の、10 アール当たりですよ、それを払わなくてはならない。どうなりますか。ああ、これだったら借りなければよかった。

そうした中に、農地中間管理事業が立ち上がって、今この事業については、南魚沼市は 6,410 町歩、そのうちの 3,300 町歩が、パーセントにして県の平均とほぼ同じ 51%がこの貸し手、借り手で認定農業者もしくは生産法人のほうで成り立っているのです。そういった人たちが、米価が下がった、これだけの災害にあった、とても借りなければよかったと。来年からどういうふうになるんだ。

私はこの中間管理事業が、表紙はつくった、看板は立てたけれども、中身が 10 年後に 90%までもっていくんだなんて本当にできることなのか。先ほど市長は 6 番議員の答弁にもありました、官僚をはじめ役所側そういった行政が立ち上げたものについては、なかなか市民の目線は少ない、ついてこない。まさにこの中間管理事業は、私はそのように捉えています。

そして、今まで農地の賃貸借は、生産法人であっても、実際の個人営業の農業であっても、農地法の第 3 条 1 項の 13 号を使えば、1 か月の間の農業委員会で貸し借りができていますね。それを中間農地機構が事業をして権利まで、中間、あれですよ管理権というそこまで作りあげて、そして貸し手側と契約をして、今度はその権利を使って借り手側と契約する。大変複雑なのです。そして、支払いは金銭でなくてはだめだ、そういうふうになっているのです。そういう心配事もこれも続けてきている中にあるのです。

市長のこれも所見を伺うところでありますが、あわせてこの後の中山間地直接支払事業です。先ほど冒頭お話ししましたが、ことし平成 26 年度で 1 期 5 年の事業が終了します。そして、27 年度からは 4 期目に合わせた中に 5 年事業が進むわけですが、これは 15 年が経過しますので 2000 年、平成 12 年度に立ち上がっているのです。そして、この第 1 期のときには、農水省はこの 5 年が終わったときに、もう中止しようという話までいった事業です。

ところが、農業者生産団体、第 3 者委員会らを立ち上げて、この中間支払いが本当に意義がなかったのか、成果がなかったのかということで調査をしたのです。そしてほとんどない。今までも出てきておりますように、農地の多面的機能これなんかは、中山間地だからこ

そ一番出てきているんだと。中というより山間地だから一番この効果が出ているんだと。そういう事業を2期に入って10年経過し、そして3期に入って15年が経過する。これらについても先ほども申し上げましたように、今は人口が減っているのです。少子高齢化という言葉は、口を開けば少子高齢化。そして人口は減っているのです。しかし、この中山間地支払事業については、毎年日本の国内で60万人前後の人が、全部協定を結んで加入しているのです。そういう事業もこの第4期目に入るについて、それぞれの第3者の委員会の意見も聞きあげる。そして自治体がどういった考えを持っているか。その辺を踏まえた中で第4期を立ち上げるという形になっております。

この中山間地直接支払について、市はいかなる考え方をお持ちになっているか。私はこの第1期が終了するとき、国がやめようかとしたときに、これは国がやめてもここまでしかかって5年たっているんだと。これは町独自でもやらなくちゃならない——まだ合併しておりませんでした。そんなことで、その辺も申し上げてきたところでございますが、この農業問題3点について、市長の所見を伺うところでございます。壇上よりの質問を終わります。

○議 長 若井達男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 農業問題を問う

サンプルではない標本だそうではありますが、貴重な部分をお見せいただきましてありがとうございました。私も車で通ったり、家の近くの部分を見たりして本当に心を痛めていたところでもあります。

さて、台風11号によります稲作への被害状況と対応ということでもあります。被害状況につきましては、昨日、一昨日ですね、黒滝、中沢、清塚各議員にお答えしているところであります。今、きのうまたきちんとした調査が行われておりますが、これはまだ結果は来てはおりませんが、一応現在は変色粳が618ヘクタール、そのうち452ヘクタールが白穂被害こういう状況を把握しているところであります。

白穂の被害程度につきましては、少が88%、中が12%、多が0.2%、変色粳につきましては、少が87%、中が12%、多が0.8%という、これは8月19日の調査であります。ですから、もう1か月近く前。また確か増えているんだと思っておりますが、このことにつきましてはまたその後であります。

被害対応につきましては、関連質問の中で申し上げましたとおり、産地としての品質確保が市場の信頼を得るために重要と考えているところでありまして、ご質問にもお答えしたのですけれども、8号資金の実施への補給部分、これは県がきょうあたり何らかの意思表示をするというふうに伺っておりますが、まだちょっとどうなったかは聞いておりません。

それから結局、等級確保のためにはこの変色粳といいますか変色米の除去をしなければならぬわけではありますが、その色彩選別機が議員がおっしゃるようにどうも反応しないと言われますと、さあ、どうすればいいのか、ちょっと私が見当が付きません。いずれにいたしましても県、国の対応が近々出ると思えます。そして、それに市の対応も含めて予算措置が必要であれば、この議会の最終日に再補正をお願いしなければならないと思っております。

す。内容がまだごくつまびらかではありませんので、この場でどのくらいの額だとか、これは申し上げられませんけれども、そういうことで、今、調査を鋭意進めているというところでご理解をいただきたいと思っております。

中間管理機構の現状であります。これは5月26日に新潟県の農地中間管理機構であります農林公社と市との業務委託契約を行ったところであります。ご承知のように我が市は従来から、人・農地プランで農地流動化ということの部分を進めておりました。これを2回実施しておりましたが、制度改正によって中間管理機構だということでもありますので、スケジュールを継続して対応する方向で業務を今進めている。

そのために、ことしの6月に県下で初めての事例として、機構の配分計画を実施したところでありまして、対象面積がとりあえずは35.8ということでもあります。

機構が定めております事業業務委託実施要領で、委託業務の内容を15項目規定しております。それぞれの業務内容に応じて市が農協、あるいは土地改良区と連携・協力して業務を受けるということになっております。農協におきましても、市と同じ5月26日に機構と契約を締結。各土地改良区につきましては、8月の総代会において定款の変更承認をいただいて、今契約の準備をしているというところでもあります。

これからは、秋の収穫後の27年産米に向けた農地の出し手に対して、人・農地プランでの検討会で機構を活用しながら、担い手への集積に取り組んでまいりたいと思っております。

市では、農業を生業として規模拡大を目指す意欲的な農家が割合と多くございまして、貸付農地が不足しているのが現状であります。このことから、JAあるいは土地改良区とタイアップしながら、貸し手農家の掘り起こしに努めてまいりたいと思っております。

また、機構の創設に伴って地域集積協力金の新たな交付金制度ができましたので、中山間部の集落営農などで活用することができるということですので、振興局と連携をしながら地域営農の活性化についても検討を進めているところであります。

まあ、中間管理機構という、さっき議員がおっしゃったように、我々は人・農地プランで何でもなかったのですね、あのまま進められた。それをわざわざ変な機構をつくって、そこに1回出してまた借りてというような、変な手続的に複雑化するような部分をつくりあげました。全国的にみればそういうことが必要だったのかもわかりませんが、私は最初、相当反発いたしましたけれども、結果としてそういう制度になったということです。条件として貸し手、借り手については、きちんと南魚沼市は南魚沼市なりのそういう方法があるので、それをきちんと受け入れることと、これをまあ条件として認めさせていただいたという経過もあります。確かに我々から考えますと、何か難しい手続を経ながらやっているなということで、机上で作成したプランという感はぬぐい去ることのできないところであります。

それはそれとして、中山間地直接支払事業であります。これは議員はもう全部おわかりでございましょうが、現在45の集落協定、交付金対象の農地面積は373ヘクタール、交付金額は7,722万円これは非常に私たちの地域にとってはいい制度でありました。こういう制度をどんどんと設けていただきたいと思います。

そこで、議員がおっしゃったように、今年度で第3期が切れるわけです。現在のこの直接支払制度は、来年度から法律に基づく制度として日本型直接支払制度の中で、安定的に実施されるということになっております。法律で規定されるということですから、ただ、予算がそれに伴ってつくのかつかないのかというこれは、農水省が予算要求をするわけですけれども、この予算獲得というのは我々も一生懸命やらなければならない。法律に基づいて実施はしますが、お金は別ですよというふうにも読めるわけでありまして、満額確保に向けてまた頑張っていかなければならないと思っております。

制度として今度は法律にのせられるわけですので、5年たったらまた見直しとかそういうことについては、余り神経質にならずに済むので、その点はよかったなというふうに思っております。概要は以上でございます。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 農業問題を問う

市長の答弁は、さすがベテラン市長、よく網羅しておられるというふうに感じておりました。まあ、私どもは標本の時代です。そして、先ほど白穂という話をしましたが、実際はあの白穂は全てがしいなになってしまった。「しいな(糶)」というのはこの辺の言葉じゃなく辞書にあるのです。米へんに比較の比そういった字を書いて。殻の中に実のない全ての糶、本当に……(何事か言う者あり) どうして、どうしてとんでもないですが、生産者にとっては厳しい状況だというふうに思っております。やはり、財政的な支援はなかなか難しいとしても、これらの生産者、農業者に心のケアがなければ、南魚沼ブランド米としてこの先なかなか確保すら難しくなってくるというふうに考えております。この台風11号の状況はよくわかりましたし、市長のほうからも答弁いただきました。

それで、中山間地の前に中間管理事業ですが、この中にこれも先ほど市長から農地人水プランの中で市もしっかり取り組んでいるという答弁があったものですから、私がさほどどうこう心配しなくてもいいのですが、県の農林公社の規定の中に株式会社日本政策金融公庫と密接な協力連携をもとに事業を推進するというふうには、これが公社がつくった中にあるわけです。これらの密接なる連携協定がいかなるものであるかどうか、その辺がおわかりでしたらひとつ答弁を願いたいと思っております。

先ほどから話が出ている、この前に私どもが農地集約については農地法の3条でやって、そして農地の取得について資金的な不足のときには、それらも中間管理機構がなくても十分に役を果たしてきているわけですが、株式会社日本政策金融公庫これらがどういう位置づけになっているのか、ひとつこの点を1点伺います。

それと、中山間地直接支払です。確かに今この第5期については、城内のほうで長森中通り集落というものが入り44が45になりまして、7,700万円。これは毎年入ってきているお金になっておりますし、極めて便利な使い勝手。5割を公共事業、あとの5割は分け合ってもいい、食べてもいい、飲んでもいいというそういう性格の本当に——先輩のところはまずはその恩恵のところじゃないかなんていうふうにも感じるのですが、人のことはわかりませ

ん。そんなことで、大変意義ある直接支払とっておりますが、1つだけ大きな心配がこれにはあるのです。これがスタートしてから15年たっているのです。そのときのメンバー、先ほど参加者のメンバーは、人員は変わらないのです。しかし、そこに入っている役員の皆さんが、50代が60代になって、この次20年いったら70代になってしまうのです。そういったことで、リーダー的な中山間地直接支払にかかわる人が——これは南魚沼市に限ったことではないのです。日本全国そういうところからスタートしておりますので、私が1つ心配するところは、第4期に入ったときに、リーダー的な人材面について心配はないのか。あわせて今は旧大和で8集落、六日町で12集落、塩沢9集落で29、それこそ45ですが、これらがきちんと定着——まあこれは確かに条件があります。20分の1、中山間地の勾配が20メートルって1メートルの段差そういった農地の対象となっておりますが、しかしこれらはきちんとこの協定を結んで進めていくことが、冒頭というより先ほど申しあげました農地中間管理事業より私はこの地に合っているんじゃないかというふうに思うわけですが、その2点について再質問いたします。

○議 長 若井達男君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 農業問題を問う

中間管理機構の中に入られております日本政策金融公庫とのかかわり合いといいますが、内容については私はちょっと存じ上げておりませんので……。後で担当課長から答弁を申し上げます。

この直接支払制度でありますけれども、先ほど触れましたように来年から日本型直接支払制度、ことしから始まりましたこの中に全部包含をされているわけであります。今、日本型直接支払制度というのは、市内の全集落の98%だったか、何パーセントだったか——参加しない集落がほんの数えるしかないというぐらいに、皆さん方から受け入れていただいて、これは非常に大きなことだと思っております。これによって地域コミュニティーの維持も、そして私がもう1つ考えられるのは、土地改良施設、いわゆる補助の施設ですね、これについても自主的に維持管理を進める。農道の草刈りも同じであります。そうしますと、土地改良区の維持管理費これが相当軽減されるわけであります。そこで、賦課金の軽減につながるのか、あるいは市から例年補助をしております補助部分の削減が可能なのか。これは大きく検討していかなければならないと思っておりますけれども、いい効果を生み出しているということでもあります。

年齢が高齢化しているというのは、これはなかなかどこでも同じであります。例えば私どもの法音寺というところでは、代表者がやはり60ぐらいになっていきますね、そういう方があります。これが20年あとやれるかと言われるとそれはわかりませんが、やはり若い人たちも入っておりますので、それは継承していくものだというふうに考えておりますが、徐々にその範囲が広がるかもわかりませんが、例えば藤原と法音寺が一つになるとか、そういうことになっているかもわかりませんが、非常に制度的にはいい制度ですし、集落コミュニティーを活性化させる意味でもすばらしいことだと思っておりますので、後継もきちんと育

っていけるように、また市もバックアップしてまいりたいと思っております。

○議 長 農林課長。

○農林課長 農業問題を問う

今ほどの農地中間管理機構の政策金融公庫のかかわりということですが、いわゆる集積協力金等については、補助金で機構で基金に積み立てて交付するというシステムになっておりますが、いわゆる利用条件整備という簡易な補助整備ということがその中にあるわけです。それについては原資がないわけなので、機構とすると政策金融公庫から借り入れて、それを整備事業として使うと、これは無利子で借り受けすることができる、その資金を借り入れるそういう関係というふうに私は伺っております。以上です。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 農業問題を問う

市長に再々質問になりますが最後になります。ここで改めて、この議会で、先ほどもお話がありました5人の議員が農業問題について質問をしております。そういった場面で魚沼コシというブランドでなく、「南魚沼コシヒカリ」のブランドなんだということを強く言っておりました。その点、今後についての――やはり私も南魚沼ブランドというふうに、もうはなから考えて、その前であれば六日町ブランド、六日町米というふうに考えておったわけですが、その辺をひとつ今一度お考えを聞かせてください。

○議 長 若井達男君の再々質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 農業問題を問う

心強い言葉をありがとうございます。やはり、今の魚沼産米の例えば売れ行き状況、こういうことも含めまして非常に理不尽を感じております。やはり「南魚沼産」とすべきということをお前から申し上げてまいりましたが、いよいよその時期が到来したと思っております。これから我々が売り込む、JAさんも全部南魚沼産とつけていただいて、その下に、塩沢産とかというものもありますけれども、南魚沼という部分は全部つけております。これは収穫量がそう多くはありませんから、これ1つで上場できるということにはならないと思っておりますけれども、徹底的に南魚沼産と魚沼産を区別しながら、売りに売りまくっていく体制をとらせていただきたいと思いますので、またご協力とご指導をよろしく願います。

〔拍手〕

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は3時30分といたします。

〔午後3時11分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後3時30分〕

○議 長 大和病院事務部長から、公務のため午後以降の欠席の届けがありましたので報告いたします。

○議 長 質問順位 18 番、議席番号 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 議席番号 12 番・塩谷寿雄です。市長、8 月 23 日の六大学野球は、大変すばらしかったと思います。野球を通して応援団、チアガールそしてブラスバンド。ブラスバンドには市内の 5 校の中学校から応援をしたわけですが、非常に野球以外で感動したということと、また、見た子どもたちが先輩お兄さん、お姉さんの姿を見て、ああ、こういう大学に行きたいなと思った子も多分いるのではないかと思います。また、機会があったらぜひ、指定管理者もかなり力のある方なので、呼んでいただきたいと思っております。

一般質問に入らせていただきます。

1 ふるさと納税について

ふるさと納税についてでございます。特産品を売る施策として取り組むべきでは、ということでございますけれども、私も最初はやっぱり市長と同じ、市長は黒滝議員のところでも答弁をしているように、総務省の考え方というものを私もちよっとおかしいのではないかなと。本当にそこで生まれ育った人やそういう人たちが、地元を愛し、地元へ寄附するような形が一番、ベストではないかと最初は本当に思ったわけです。けれども、いろいろやっぱりこれを勉強していくうちに、今、総務省では特産品をつけるということに対して認めているわけですし、そうやってふるさと納税を増やした上でも市の交付税には、査定には一切入らないというような国の考えで、ぜひ——今ほど私の前者の若井議員が質問されて、米のこともおっしゃっていました。このたびの仮渡金 1 万 4,200 円を受けて、手法としてふるさと納税に南魚沼産、先ほども言いました魚沼産じゃなく南魚沼産の米を、市のアピール特産品として全面的に売っていく、そういう考えはないかということでもあります。

ほかにも観光の面で言いますれば、六日町温泉に来てもらうような券とか、お祭りですればやっぱり浦佐の裸押合いや、スキーでしたらスキー場宿泊プランとか、いろいろ我が市でも考えられるプランはいっぱいあるのかなと思いますし、ほかの特産品、お酒とかもいっぱいあるわけです。ぜひ、そういう面で取り組めないのかと思っております。

今後、総務省のほうでも税制改正をしてふるさと納税をする方は有利になるということですし、そういった中でこの今の本当に、ここに特に米というふうにしたのは、この価格を聞いて我が市の農政において、間違いなく少しでも米を価値観のある米として売っていくのが、私は得策ではないかと思っております。そういった中で取り組めないのか。市長の今までの答弁を 1 回リセットしていただきまして、新たなる考えをお聞かせいただきたいと思っております。以上、壇上からを終わります。

○議 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 塩谷議員の質問にお答え申し上げます。

1 ふるさと納税について

論旨としては黒滝議員に申し上げたとおりでありまして、否定も肯定も今はしない。全庁的な取り組み協議の中で決定をしてまいりたいと思っております。総務省のほうで来年度から手続の簡素化、それから限度額の倍への引き上げ、こういうことも検討しているようであ

ります。ただ、その中でやはり国といたしましても、お礼合戦という部分についてはやはり趣旨を逸脱しているということの中で、過熱化をまあまあ避けてもらいたいということはあるわけでありましたが、これは別に国が指示する問題では本来はないわけでありまして、ここに規制が国として加わるか否かという部分を、今注視をしているところでありますが、どうなりますかちょっとわかりません。

そして、米ということに限りますと、この9月に西武球場での販売促進活動、あるいは11月に関西県人会での活動これらも予定しております。現在、現在ですよ、この14年産はまだわかりませんが、13年産米について毎回申し上げておりますように、JA魚沼みなみ側は全て売り切って、しかも足りない状況、1,250俵の部分が不足したということも伺っております。しおざわさんのほうは、全農への部分がちょっと多かったものですから、それを買戻しをして、そしてJAしおざわからJA魚沼みなみのほうにも融通をしたというようなお話も伺っております。しおざわ農協さんの部分については確かまだ若干残っている部分が、全農ほかの中にはあると思っております。

この売り切ることについては、特産ふるさと納税のお礼として使わなくても売れる自信はあるのです。ただ、議員のおっしゃるのは特産品としての部分と、そしてやはりふるさと納税の額をもっともっと増やしたいという部分があって、一番有名な米という部分を出したというふうに理解しております。

いろいろ事例を調べてみますと、確かに特産品といいますか、豪華なお礼をつけて一気に伸びたという自治体と、それから使い道ですね、これのメニューを例えば里山の保全管理に使うとか、そういうことで一気に伸ばしているというところもありますので、そういう事例をまたきちんと調べながら、白紙からまた検討してみたいと思っております。

黒滝議員のところでも申し上げましたが、納税していただくほうも品物目当てという方が29%です。使い道これが50%でありますから、やはり良識ある皆さん方は使い道で本当にふるさと納税の——ふるさとでなくても、その自治体を応援したいという趣旨が、非常にある意味浸透しているものだなと思って、私もそういう面では安心しております。これはもう少し冷静に考えさせていただいて、来年度以降の分についてはどうするか決定してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 ふるさと納税について

私も総務省の役人の方と何回か連絡をとって話をしている部分もあるのですが、今、こうなっている以上、特産品に制限をかけるということは非常に難しいというふうな国の見解です。おとといのヤフーニュースですけども、福島県の湯川村というところが、3万円すると米を1俵つけるという施策を出しました。そこで、去年までは1桁代だったふるさと納税が、その時点で1,300ちょっとというふうになってたところですけども、きのうの夕方、湯川村の担当の方に私はまたお電話をしたのですが、きのうでもう1,400を超えているというような段階でした。

そこでは 60 キロをつけるのですけれども、うまく食べていただくということで、10 キロを 6 回にわたって配送するそうなのですが、そういった米のアピールをやっているそうです。ふるさと納税を行ってお金がこの市に落ちるといよりは、本当にそのためだけに特化して、プラマイゼロでもうその施策をとってやっているということでもあります。市長がよく 45 万人が 1 人 1 俵ずつ食べてくれれば、この米がみんなよくはけるといことを言われていますけれども、もし、本当に 45 万人に 3 万円以上のふるさと納税で半俵つけるというような計算をしますと、135 億円という金がふるさと納税で集まるわけです。そして、これを今のこの米価に合わせてやりますと、今までの魚沼コシの米価格を守っていける。そして、市にもふるさと納税でのお金が、その試算でいきますと 40 億円以上できる。3 分の 1 と考えますとできる。それより少なくてもいいです。そのお金はその PR のためですので、別に市に残す必要もないとは思っています。

そういった考え方をやっているところもありますし、長岡市では新潟日報に出ていたとおり、長岡花火、長岡の特産ですよ、もう日本一を誇る花火というふうなのをふるさと納税につけたところ、もうすぐ完売。そして、もう去年までの同じ時期よりは、人数でいうと十何倍。額でいえばもう 20 倍というような実際的な効果があらわれているわけですし、総務省がこれを許す以上、地方として私はやるべきだと思っております。市長の見解を聞きます。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税について

何度も申し上げますけれども、絶対やらないとかやるとかということはまだ申し上げられる段階ではないということを、私が今言っているわけでありまして。黒滝議員のところでもちょっと触れましたけれども、例えば我が市から、やはり他の市町村に出ているわけです。これは地方と地方の取り合いということが、非常に懸念をされます。本来、都市部から地方であります。税収の豊かなところからまあまあ、ある程度、税収的には非常に厳しいところに応援をしてやろうとここでありまして、厳しい者同士が取り合いということが、お礼合戦が過熱しますと必ず出てくるということでもあります。

ですので、そういう功罪も含め、そしてこれが例えば持続的にずっと続いていくかといわれると、非常に私は危惧をします。その品物が欲しいから今回はまあやってみよう、じゃあ、それを継続してやっていただけるかということ、今度は別のところから何かもらってみようとか、ここにつながるということもありますので、まだやはりそういう部分については非常に私が懐疑的でありまして、結論をきちんと出すということには至っておりません。議員が今おっしゃったいろいろの自治体の実態もきちんと調査をした上で、またお諮りをしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 ふるさと納税について

我が市における他の都道府県、市町村、特別区に対する寄附を行っているという額は、23 万 3,000 円と出ております。これは多分、この中でしか今言ったようなふるさと納税という

中では、行われていないのだろうなというようなところまで数字が出ております。やはり、市長が今懸念していることをどうしたらあれかなと思ったのですけれども、地方から地方という考えは、この税は余り関係がないのかなと、この数字を見ただけでも。都会からやはりこれと思う方のほうが、圧倒的多数が人口割からすればいるわけですので、私がこの資料を見る限りはそういうふうに思いますけれども、市長の見解を問います。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税について

私も実態的に全て詳しく調べたということではありませんが、そういう部分が出ているということです。ですから、他の市町村でも同じことがあると思います。我々のところでこれだけあった、魚沼も十日町も入ってくるほうもありましようけれども、出ていくほうもあるということは想像に難くないところでありまして、その辺が本来の趣旨から非常に大きく逸脱をしているということを、懸念しているわけでありまして。

ですので、まだ実態的に大きく増えた自治体の内情こういうこともごく詳しくは調べてはおりませんし、新聞や週刊誌程度のことで今私が申し上げているところでありまして、この返礼競争疑問の声とか、人気取りに終わるなとか、本来の寄附に着目とかなかなかいろいろあります。記者の目で見ると気持ちを信じたいが、その寄附金の使い道で共感を集めることが、多額の寄附を集められることもうこれも証明したから、税収を減らさないために悪手だとわかっていても返礼品を出さずにはいられないとか、いろいろの部分が報道されております。これらはある程度詳しく調べさせていただいて、一番いい方法を検討し、実施してまいりたいと思っております。

総務省のほうにも、議員から調査をしていただいたようでありまして、確かにいい制度なのですね。減らしたところは、基準財政需要額から控除しますから、減らしますから、その分は交付税で返ってくるのですね、減らしたほう。入ったほうは、それは基準財政収入額に入れないということですから、まるまる交付税には関係なくいただけるとこういうことだそうであります。制度としてはいい制度であります。この内容にまだまだ疑問点もちょっとあるということで、しばらくの時間をいただきたいということでもあります。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 ふるさと納税について

本当そうなのですけれども、南魚沼市の隣の市、十日町市、魚沼市はかなり取り組みが早かったせいか、これは上がっているわけですし、きのうも農家の方から家に2件ほど電話をいただきました。本当にさっき若井議員が言われたように、大農家が人の委託を受けてやっている、そこでもう1反歩1俵半という中でやっているわけで、この支払いをどうしたらいいのか。そしてまたこのスパイラルが回らなくなると、それをもっと下げてくれということになれば、今度その上の農家が、機械を買うのにいろいろな借金をしているわけですので、スパイラルが本当に悪くなります。そういったときに、先ほど市長が若井議員の答弁に言ったように、魚沼産を南魚沼産として特化して売っているんだ、この手法としては、私は今国

が認める中では、——今、批判的なことを言われているのもよくわかっていますし、市長の考えも私も最初はそう思っていたのですけれども、国がやっていいと言っている以上、やはりいち早くこれに取り組んだほうが、私はこの地域の農家を守るという面でも非常にやるべきだと思うのですけれども。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税について

今、議員は米に特化をしてお話ししておりますので、私もそこで答弁をさせていただきますが、米ということであれば、これは売っていくと。そのためにことは300万円も予算をつけながら、販売促進活動もやっているわけでありまして、米を売るということについての手法は、全く別のことだと私は思っております。ふるさと納税の返礼品として出して、これが南魚沼市内の全ての農家の皆さん方の所得の向上に大きくつながるかと言われますと、いいですか、今ふるさと納税をしていらっしゃる方が10万人ちょっとですよ。10万人が全てここへ来れば別です。そうではないわけですから、その米を売る手法としてということではやはりちょっと大きなまた疑問がある。

私はお礼の品をつけるということについても疑問があったわけですので、その辺を気持ちを1回、議員がおっしゃったようにリセットして、白紙の中で検討をさせていただきたい。どちらにしろ、出遅れたからダメだったということにはならないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 ふるさと納税について

ふるさと納税についてはこれでやめますけれども、米を売る、今回売袋価格が1万8,500円になって、1俵当たりの単価が下がったわけです。これを今、市長、やることによって米の単価を上げていくというのが、やはり我々の願うところでありまして。その米を売るということ、私も売ると言っていますので、その言葉がPRということにもなります。ぜひ、ご検討をいただいて、これはスピード感が大事だと思います。おとといですか、市長は黒滝さん答弁では、お礼なしでもそういうようないろいろな制度があがってくるから、寄附金が増えるのではないかとということもおっしゃっていたのですけれども、ぜひ、検討をしていただいで取り組んでいただきたいと思えます。1番については以上で終わります。

2 塩沢小学校のプールから伊田川へ塩素濃度の高い水が流されたことについて

2番のほうに移らせていただきます。塩沢小学校のプールから伊田川への塩素濃度の高い水が流されたことについてということでありましてけれども、各部署との確認と対応はいかがかということで質問させていただきます。経過の確認を教えてくださいのと、生活安全課の取り調べについてどういうふうに行っているのか。そして、漁協の対応はどうなのか。

160キログラムの塩素をプールに入れたということですが、この単価というものは幾らなのかということと、市内には26小・中学校、保育園も入れればもっとあるわけですが、備品としてこれをどれくらい捨てているのか。

また、県のプール条例、要綱にはいろいろ書かれているところがありますがすけれども、その中でやはり決まった濃度というものは書かれておりません。適正に自然に帰せるものは流していいですよというような要綱ではありましたけれども、そういった面でこの水に対してどういうふうな濃度が出ていたのかという検証をなされたのかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 塩沢小学校のプールから伊田川へ塩素濃度の高い水が流されたことについて

ご質問の件につきまして、今回は学校で発生した事故と申しますか案件でありまして、教育委員会できちんと調査・対応も進めておりますので、教育長に答弁をさせますがよろしくお願いたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 塩沢小学校のプールから伊田川へ塩素濃度の高い水が流されたことについて

それでは塩谷議員の質問にお答えします。事故の内容・経過については、議会初日にご説明してあります。ほぼそれから動きがありませんので、その部分については割愛させて次の部分から説明させていただきます。

関係機関との対応及び今後の対応についてご説明します。まず、教育委員会としては、魚沼漁協への対応を行っております。8月29日、9月5日に事故報告及びおわび、今後の対応等について説明してまいりました。今後は南魚沼警察署生活安全課からの取り調べ結果が出た後に、最終報告に行く予定となっております。

9月2日に校長会を開催し、事故の報告と再発防止について各学校に指示しました。新潟県教育委員会には、中越教育事務所、保健体育課、義務教育課それぞれに報告し、指導を受けております。

対応としては、市内小中学校プール管理マニュアルを作成し——先ほどの質問にもあったようにマニュアルができていませんでしたから作成し——各学校のプール担当者に対してプール管理、塩素剤の取り扱いについて一斉指導を行ってまいります。市内小中学校の不要塩素剤を全量回収し、一括処分、再利用を行います。また、来年度以降は薬剤を使い切ることを念頭に、発注数と納入数をより慎重に決定してまいります。各学校のプール管理状況についての随時の点検を頻繁に行ってまいります。

塩沢小学校では、今ここが一番ポイントになっているのですが、現在も南魚沼警察署生活安全課の取り調べを受けている最中でございます。詳細の取り調べ内容については、まだこちらに伝わっておりません。捜査中ということでございます。9月2日に全保護者に事故報告ということで、学校は文書にて保護者に報告してあります。9月5日出先、新潟県南魚沼地域振興局の局長に事故の中間報告をしております。

それでは塩素剤の処分についてですが、塩素剤ハイプロンの単価は1箱 20 キログラムで7,200 円と高価でございます。塩沢小学校ではプール処分ということで、8箱 160 キロをプ

ールで処分し、高濃度の塩素の水質を作ってしまった。ということで、8箱はそういう処理をしていますが、現在、残数が21箱あります。合計29箱ということで、29箱に7,200円を掛けますと20万8,800円でございます。

それでは過去がどのようになっていたかということ、大体平均5から12箱の注文というか要望がありましたのでその配布をしております、平均、年間約8箱ということで、ほとんどの学校はうまく使い切っております。塩沢小学校と同じように残っているのは、塩沢中学校がまだ残っております。塩沢中学校についてはプール授業をこれからまだまだやるということで、使い切ることができるというふうに思っております。

それから、160キロというプールの濃い塩素の水質について、どのように対応したかということ、29日の2時半に教育委員会が手配している業者に、中和剤ノンプロエース11箱110キロを手配し、それを投入し中和をしました。12時半から作業をして17時、5時に濃度がゼロになったことを確認しております。

このように今、収穫の秋でありまして、黄金色に輝く大地、そしてこの中にぎんれいだび、清流魚野川が流れております。南魚沼市のすばらしい環境を守るべく子どもたちを教育し、そして経済性を持って予算執行をしなければならない教育委員会が、大きな失態をしてしまいました。教育行政をつかさどる教育長の責任であります。深くおわびしますとともに、今後気を引き締めまして再発防止に努めてまいります。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 塩沢小学校のプールから伊田川へ塩素濃度の高い水が流されたことについて

経過等いろいろな部署に対してはまあ対応したということと、まだ警察のほうの取り調べ中ということで、その結果が出ての対応になるということはわかりました。やはり、かなりの箱数が塩小にだけあったということですから、発注ミスなのか、毎年こういうことが起こっていたのか。また、多分去年の間ではそういうことをもしやっていたとしても、今回たまたま現場が伊田川で作業をしていた方がいたので、においがすごいぞ、魚が浮いたぞという話で、多分いち早くわかったのだろうと思いますけれども、過去についての検証というものはしたのかどうだったのか。その後、備品についてももう一度お伺いします。

○議 長 教育長。

○教育長 2 塩沢小学校のプールから伊田川へ塩素濃度の高い水が流されたことについて

過去にも余ったものについては、プールで処分していた例があるそうですが、今回ほど多量というのは初めてだということです。それでは、なぜ塩沢小学校だけこれだけ多くあったかと言いますと、塩沢小学校についてはここ3年間、毎年28個の箱の注文がありました。ということが、想定というか聞き取りによりますと、毎年処分するという部分が全数処分しないで、それが積み上がって大量の箱数が残っていたのだろうと。教育委員会の手前不足というか、安易に学校から注文があればそのまま納入していたというその部分が、大きな原因に

なったというふうに思っております。

体育主任のほうも3年等でかわりますから、その注文するときに前年度の例と同じ箱数を注文しているという部分があると思います。必要数についても管理マニュアルを作成し、その中できちんと今後、指示してまいりたいと思っております。手配もとである教育委員会学校教育課の責任も大であるというふうに考えております。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 塩沢小学校のプールから伊田川へ塩素濃度の高い水が流されたことについて

この3年間は28箱買っていたということなのですが、今最初の教育長の答弁で大体年間8個だと。塩沢中学校というのは50メートルプールなのである程度の量は——25メートルプールに比べれば倍ぐらひは必要だということはすぐわかるわけです。各小学校はみんな25メートルプールなので、塩小だけ特化して多かったとかということは、1年使った上で普通担当がかわったとしてもわかるはずだと思うし、ここの落ち度というものはやはり非常に大きかったのではないかと。これがなければこれほどの事態がなかったわけですので、この点を。今ほど今年度は21箱残っていたと言ったと思うのですが、じゃあ、去年、おとしも3年間同じ量の箱を買っていたということなので、同じような処分をやっていたということではよろしいですか。

○議 長 教育長。

○教育長 2 塩沢小学校のプールから伊田川へ塩素濃度の高い水が流されたことについて

先ほども説明しましたように、今年度ほど多くの箱数は処分をしていないというふうに報告を受けていますが、数量をたどるとそのそれに近いという心配がありますので、再度確認したいと思っております。

そういう前例のもとにやって、当然こういうことも考えられるでしょうが、タイミング悪く業者が来て排水したと、これはいつのときにも起こり得ることですので、やはり緊張感が足りなかったというふうに思っております。お答えをすると、多分、近い処理対応をしていたのではないかとこのように思っております。

それと先ほど答弁の中で私が忘れていた、回収をして教育委員会に余ってきたものについては、再利用を極力していきたいということで、今のところ廃棄物対策課のほうで使えるという話を聞いています。無駄にしないように使う場所を探していきたいというふうに思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 塩沢小学校のプールから伊田川へ塩素濃度の高い水が流されたことについて

今後の対応ということで、市内の小学校、中学校、多分保育所でも使っているのかなと思いますけれども、そういったことでしっかり対応はしていかなければならない。これはもう

起こってしまった事件なので、このことは今も取り調べ中ということであれなのですけれども、やはりしっかり備品というものを管理していくという行政の立場の中で、今後こういうことがないように、また、ほかの部署でもそういうことがないように対応を、とっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 長 質問順位 19 番、議席番号 13 番・小澤 実君。

○小澤 実君 それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1 高校生の通学に助成ができないか

高校生に通学の助成ができないかということでもあります。現代、車社会となりまして市民の免許の取得割合が 75%を超えているということでもあります。また、それに反しまして公共交通網である路線バスそして J R の鉄道は、利用者が激減し 1 日の便数は必要最小限の数となっております。そのような中で高校生の通学の現状は、親や祖父母から最寄りの駅または直接学校への送迎がほとんどであり、近年は自転車それからバイクでの通学は、ひと昔前に比べて非常に減っているというふうに見受けられます。今は夫婦共働きの世帯が多くなっている中、夏場は子どもの送迎ができて、冬は雪のために送ると会社に間に合わなくなるとか、そういった環境のものがいろいろと聞かされております。

私どもの地域のほうで、小出高校それから堀之内高校へ向けての保護者会がありまして、民間のバスを借り上げて運行しています。このバスの運行につきましては、もう 30 年以上が経過しているわけでございます。そうした中で、これについては冬期間のみということの通学バスで、特に近年 J R につきましては、降雪に非常に弱く少し降ればもう動かないというような運休が当たり前状態である中、通学者の人数が減少してきまして、年々個人の負担が増大してきています。昔は路線バスの定期代ほどで乗れたそうですが、昨年は 20 名ほどで月に 1 万 7,000 円ぐらいのバス代の負担だったそうです。単純に 4 か月で計算しますと、七、八万円というようなバスの出費になるわけでございます。J R の定期券につきましては、浦佐、五日町、六日町 3 駅ぐらいのスパんでいきますと、大体 1 か月定期が 5,000 円から 5,500 円ぐらい。そんな部分と比べますと、非常に高いという部分でございます。

また、これはちょっと例になるかならないか、例えがいいか悪いかですけれども、県立の津南中等教育学校に通う方からも若干情報を得ましたが、今は六日町駅より発車して塩沢方面に向かって行って順次生徒を乗車していただいて、これが月に 2 万 3,000 円。とりあえず、行きは 1 便ですけれども、帰りは部活の関係もあって 2 便を運行しているというような話を聞いております。ここもやはり今度、学生が向こうに行くのは市としてはいいことではないのですけれども、津南中等学校に行くということになれば、もう今が上限であって、もし来年増えるようであればバスの増便をしなければならない。そうすれば、待たなしにまた保護者の負担が増えるというそんな状況だそうでございます。

今の現状を踏まえまして、高校生はもう義務教育ではないという観点からすると、親が入学時、その時点で経済面のことも含めて志望校を決定すべきと言われてしまえばそれまでですけれども、これから南魚沼市の将来を担う宝である高校生に、南魚沼市の教育奨学金事業

等の運用で通学費の助成をして、父母の負担軽減をしてもらえないか伺うものであります。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 小澤 実君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 小澤議員の質問にお答えを申し上げます。

1 高校生の通学に助成ができないか

高校生に通学の助成ということであります。結論から申し上げますと、これはちょっとでき得ない、非常に厳しいということであります。高校という部分、そして簡単に言いますと今は全高校が県一区になりました。バスで駅に行かなければならない人もいますし、駅から遠方に通学しなければならない、こういう方もおまして、とても一律に考えられない部分もあります。先ほど議員が触れられましたように、義務教育の部分ではないということが非常にネックであります。そして、今もまだ続いておりますけれども、高校生の授業料の無償化これも図られたわけでありまして、そういう中ではいろいろご不便、あるいは経済的な負担ということは十分承知はしておりますけれども、ここに市の公費を投入するということは、非常に難しいと思っております。

ただ、1つだけです、地域の中での合意があったとして考えますと、地域コミュニティの中でバスの運行費を、地域コミュニティということの中で提案事業になるのでしょうか、活性化事業。地域コミュニティ活性化ということですから、できないばかりではないというふうに考えております。

今、県内で高校生徒に通学の補助金を出しているという部分は、関川村が過疎債のソフト事業を活用して、村がJR東日本から簡易受託駅としてJRのOBを雇用して、そして受託している越後下関駅で購入する定期券購入代の30%を補助している。

それから、三条市がこれは3市町村合併の際の要件で、旧下田村から通常の終点の東三条駅を延長して三条高校、県央工業高校まで通常の路線バスを活用して運営しておりまして、1か月の通学定期代が1万2,000円を超える部分について、三条市地域公共交通協議会——うちでいえばコミュニティ協議会みたいなものですが——が差額を負担している。それから、市内循環バスの料金大人150円を中高生100円に減免しているというようなことがあるようであります。

我々も市内バスの編成が来年大きく変わるわけでありまして、相当細かく運行しますので、これらが利用可能であれば、一応有料化を図るわけでありまして、例えば中高生こういうものについては半額とか、あるいは減免とか、この処置は考えられないばかりではないと思っております。市のバスの中でうまく駅や学校につながる部分があったとすれば、相当時間帯も通勤とか通学とかそういうことを意識して編成しておりますので、これらの編成状況も見た中で、また考えられる部分もあろうかとは思っております。以上であります。

○議 長 13番・小澤 実君。

○小澤 実君 1 高校生の通学に助成ができないか

大変よくわかりましたが、やはり市をまたぐというたった今の現状はそうなんですけれど

も、それらの中で逆の部分も、大和から徐々に登ってきて六日町の高校エリア、それから商工までいくというようなそういうパターンは、今のご説明にありました市民バス等々の部分で回避ができるかと思うんですけれども、1つまたいで向こう側に行くということになるその部分が一番今せつない部分。ですから、逆に大巻の方、城内の方等々の人数を教えてください、その方々にでもそういうバスが小出方面にはありますよ、というようなことをお伝えできれば、また人数がそろえば、もうちょっとここで安価に行けるのではないかなという気がしますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 高校生の通学に助成ができないか

高校生の皆さん方というのは——家庭にそういう情報を流す程度のことは、これは何といえますか市報の中に折り込むとかどういう方法でも考えられますので、それは別に差し支えないことだと思っております。そして、ご利用いただける方はここに申し込んでくださるか、それは確かできると思いますから、どうぞ相談なさっていただきたいと思っております。

○議 長 13 番・小澤 実君。

○小澤 実君 1 高校生の通学に助成ができないか

わかりました。その辺でひとつ、チラシの配布等々をこの件に関してはお願いをして終わりたいと思います。

2 市制施行 10 周年記念事業の中間点での評価と後半への展望は

それから、大項目の2点目ですけれども、本年度、市制施行 10 周年事業の中間点ということで、評価と後半への展望についてであります。合併 10 年を振り返り、10 年を祝いこれからまた未来へ向けた出発点とする、市民と一体となり事業を企画し、南魚沼市を外へ発信することを目的に、半分がおおむね終わったかと思えます。非常にいろいろな事業があり、目的も含めて多々あったわけですが、今回この記念事業につきましては、総額 1 億円の事業費ということですが、実質毎年市で負担している部分がありますので、本年度、毎年 3,300 万円ほど事業的には使われていて、本年度分については 6,700 万円ほどが 10 周年事業だというふうに伺いました。市制 10 周年企画の事業等では、祭りや地域振興それから交流の場で、おおむね 16 事業が生まれ、今 12 事業ほどが終わっているわけでございます。その実績の報告はまだ全部は出てきていないと思えますけれども、入り込み状況や反響を伺いたいと思えます。

また、次に市の企画事業、30 事業弱があるわけですが、これについては 8,600 万円ほどの予算であり、式典、スポーツ、文化交流と盛りだくさんの中、特に先般行われました東京六大学のオールスター戦につきましては、幼児からお年寄りまでまあまあ 2,500 名ほどの観客の中、非常にいい試合であったと、スタンドと一体になり成功したものと思っております。いろいろな事業が行われた中、市民からの声も届いているかと思えますが、後半にこれからある事業にどう反映していくのか伺いたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 小澤議員にお答え申し上げます。

2 市制施行 10 周年記念事業の中間点での評価と後半への展望は

市制施行 10 周年記念は 4 月 25 日の銭淵公園・観桜会ライトアップ事業これが年度としては皮切りでありまして、既に市民自主企画、庁内企画事業合わせて先週末までにおよそ半分の 19 の事業が実施をされたところであります。いずれも多くの皆様からのご参加を得て、好評を博しているところであります。中間地点での評価ということもありますけれども、参加者数、入込数につきましては、見込みに比べて大幅に増となった事業もありますし、残念ながら見込みまでも届かなかった事業もあります。新しい取り組みが多かったわけですが、屋外的な部分が相当ありまして、天候に恵まれなかったこういうこと、それから準備に反省すべき点があった、いろいろであります。

参加者数の増減はありますが、これまで実施されました市民企画提案事業の報告の中には、この市制施行 10 周年記念事業によりまして、「これまでやりたかったけれどできなかったことに取り組めた」、「今後の活動のきっかけになった」というような声、あるいは「自分たちの地域や資源を自分たちの力で盛り上げていきたい」、「そのための課題やニーズが発見できた」といった声が、事業実施後の評価であがってきております。これは本当にうれしいことでありますし、こうした気運の高まりが、市をみずから振り返る良い機会となったというふうに認識しております。これから大きな財産になっていくんだろうと思っております。

この点からすれば、いずれの事業も成功はしていると評価しているところでありますし、反省点を改善しながら次年度以降もやはり主催者と市民が一体となって、元気になるイベントが開催されていっていただきたいと思っておりますし、期待をしているところであります。

一部中止になった事業もございますけれども、年間を通しての事業、あるいは現在参加を募集中の事業が進行中であります。月を追うごとに市制施行 10 周年記念の言葉を目にする、あるいは耳にすることが多くなっておりまして、メディアからも個々の事業はその様子を相当報道していただいているところであります。

この後の目前では、この 9 月 13 日に BC リーグの公式戦、新潟アルビレックス、地元の阿部拳斗選手の所属するところでありますし、登板が期待されているところでありますので、議会の皆さん方からもあげてご協力をお願い申し上げますところであります。

それから、27、28 日にはサイクルフェスタ 2014 が計画をされております。先ほど触れましたように、多くの皆さんからご参加をいただき、盛り上げていただきたいと思っております。ここに特に黒く太く私が書いておきましたけれども、議員各位からも引き続き広報も含めたご参加にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。よろしくお願ひします。

また、10 月 5 日がメインでありまして、この日に開催されます記念式典に、多くの市民の皆様よりご参加をいただき、この記念すべき節目の年に市民の皆様と 10 周年の歩みを振り返って、10 周年を祝う、そしてまた新たなる次の 10 周年に向かって踏み出したいと思ってお

りますのでよろしくお願ひ申し上げます。

それから、市の企画事業につきましては、市民の声というものが余り多く聞こえてきているわけではございませんが、グルメマラソン、大畑誠也氏の講演会、兼統公まつり、六大学野球これら全て出席をさせていただきました。非常に熱気、興奮を感じることができまして、先ほど議員からもおっしゃっていただいたこの東京六大学これについては、本当にすばらしい盛り上がりだったと思っております。

これまでの企画事業で文化芸術系とスポーツ系の事業を行ってきております。市民の皆さんに興味を持ってご参加いただけるものを実施するという事はもちろんでありますけれども、地方からの文化の発信、そして南魚沼市の魅力を情報発信するという事も重要だと考えて事業を実施しているところであります。

市民会館を利用した講演会、演奏会の開催。まあ私は地方と都市部で絶対的に違うのは、スポーツを含めて文化・芸術に触れる機会、これがある意味地方では少ないわけでありまして、地方には都市部にはない多くの魅力もございますけれども、こういうことはなかなかできなかったわけでありまして。トキの楽団、弦楽の四重奏の楽団がりましたが、これも参加数は余り多くはなかったんですけれども、やっぱりおいでいただいた方の中からは、まあ本当にこういう機会に触れてよかったとかそういう声が聞こえてきている。ややちょっとレベルが高いという部分もありまして、そう多くの皆さんではありませんでしたけれども、そういうことに興味のある方、あるいは素養のある方には、本当にこんなことが南魚沼市で行われるんだというような感激の声もいただいたところであります。

10周年記念、こういうことでこれも機会を捉えて、今冒頭申し上げましたように、市民の皆さん方が10周年を祝うことはもちろんでありますけれども、次の10周年、20周年に向けて、市を愛するという気持ちを強く持ちながら、また新たな気持ちで出発していただけるということを、大いに期待しておりますし、我々もそういう思いでまた残りの事業を実施してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 13番・小澤 実君。

○小澤 実君 2 市制施行10周年記念事業の中間点での評価と後半への展望は

今回、自主企画の中では非常に地域コミとの連携の事業が多かったかと思ひますし、またその地元の商工会であり、また各種団体等々とも非常に連携を捉えていて、まあまあ集客に努力されたところがいっぱいあったかと思ひます。

今ほど市長が言われたように、本当に外の企画となると、雨というのが一番人が引ける要因というか、少なくなるわけですが、そこら事業的に地域コミとのかかわり、さらにこれを深くしていけば、来年度以降もまた継続的にそういった祭りができるのではないかなというふうに思ひますが、所見があつたらお願ひします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市制施行10周年記念事業の中間点での評価と後半への展望は

今、議員がおっしゃっていただいたことが、それが本当に一番大きな目的といたひますか、

次に期待するところであります。やはり単発的でことしだけでもう終わったよということではない方向を、皆さん方からまた模索していただきたいと思っております。市としてもまたそういうことを皆さんにお願いをしながら、これを契機にもっともっとそのコミュニティー活動を広げようとか、地域の資源を見直そうとか、そういうことにつながっていただければ、大変ありがたいと思っております。

○議 長 13 番・小澤 実君。

○小澤 実君 2 市制施行 10 周年記念事業の中間点での評価と後半への展望は

本当に今、半分終わったところで、経済効果云々についてはまた決算が終わってからの来年度のことでお聞きしたいと思いますが、ぜひとも人の心や体、頭で捉えたこの価値観が、非常に大きなものをことしは収穫できていると思っておりますので、ぜひとも残りの事業全て成功裏に終わることを願って質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は明日 9 月 11 日午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後 4 時 30 分〕